

令和5年度

# 市税概要



相模原市財政局

# 目 次

## 市税総括

1. 人口・世帯数等	1
2. 一般会計歳入歳出決算額（款別）	2
3. 一般会計歳入歳出決算状況	3
4. 一般会計歳入歳出予算額（款別）	4
5. 市税予算額	5
6. 市税納税義務者（現年課税分）	6
7. 市税の決算額	7
8. 市税の徴収に関する経費	13

## 賦課等

9. 市 民 税	14
《個人市民税》	16
《法人市民税》	19
10. 固定資産税	22
11. 軽自動車税	31
12. 市たばこ税	32
13. 特別土地保有税	32
14. 入湯税	32
15. 事業所税	33
16. 都市計画税	34
17. 市税に係る証明、閲覧件数等の調	35
18. 地方譲与税	36
19. 県税交付金	37

## 収納状況等

20. 過誤納金還付・充当処理状況	39
21. 督促状発付状況調	40
22. 差押・参加差押処分状況調	41
23. 徴収猶予状況調	41
24. 換価猶予状況調	41
25. 公売処分状況調	42
26. 不納欠損処分状況調	42
27. 市税納付方法別利用状況調	43
28. 延滞金等収入状況	43

## 参考資料

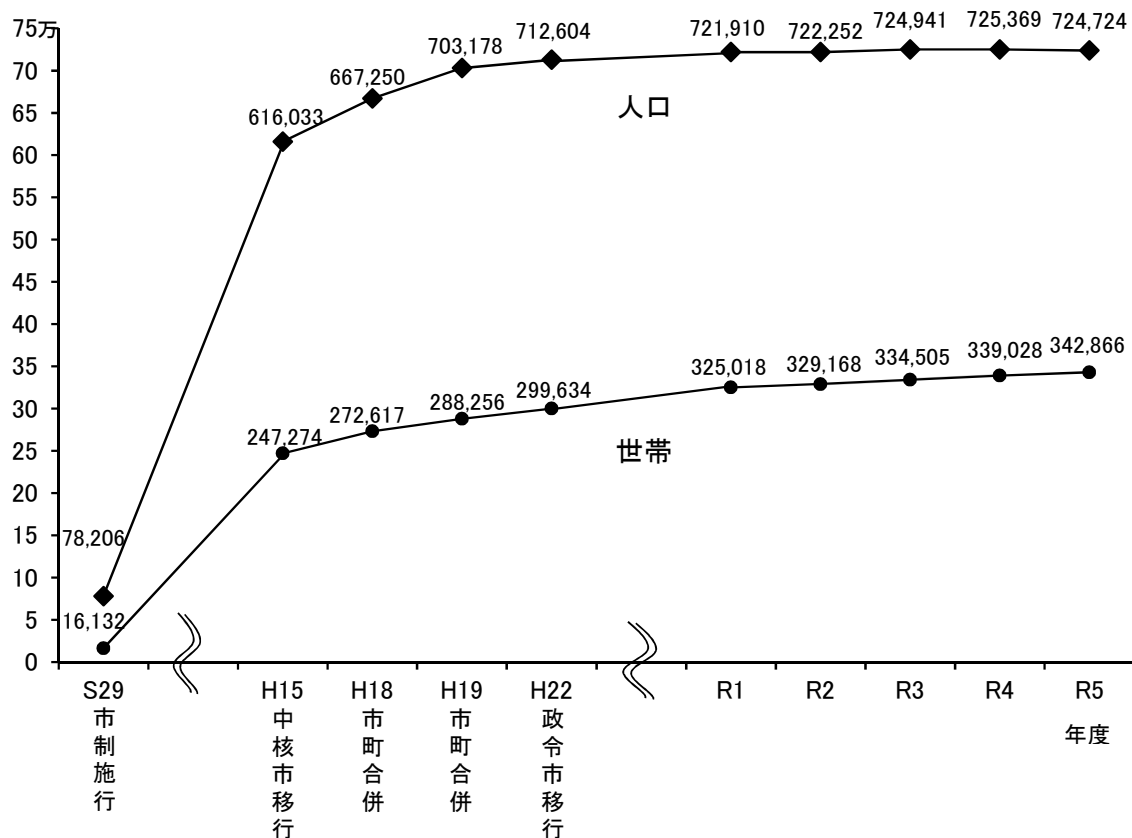
29. 市税の税率（令和5年度分）	44
30. 税率の変遷（平成15年度以降）	46
31. 市民税（個人）所得控除額等の推移	50
32. 税務機構の沿革（平成20年度以降）	57
33. 税務事務分掌	60
34. 税務部門職員数	61

# 1. 人口・世帯数等（4月1日現在）

区 分		年 度	R1	R2	R3	R4	R5
人 口 (人)	男		361,069	360,925	361,361	361,438	360,792
	女		360,841	361,327	363,580	363,931	363,932
	計		721,910	722,252	724,941	725,369	724,724
世 帯 数			325,018	329,168	334,505	339,028	342,866
面 積 (km <sup>2</sup> )			328.91	328.91	328.91	328.91	328.91
人 口 密 度 (人 / km <sup>2</sup> )			2,195	2,196	2,204	2,205	2,203
人 口 対 前 年 度 比 (%)			99.9	100.0	100.4	100.1	99.9
税 務 部 門 職 員 数 (人)			249	247	249	263	259
税 務 部 門 職 員 1 人 当 り 人 口			2,899	2,924	2,911	2,758	2,798

(注) 人口と世帯数は「月報統計さがみはら(4月1日現在)」の数値

(注) 税務部門職員数は任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員を含んだ人数



## 2. 一般会計歳入歳出決算額（款別）

### 《 歳 入 》

（単位：千円、％）

款 別	令和3年度		令和4年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年度伸率
市 税	129,575,345	37.8	134,401,563	38.1	3.7
地 方 譲 与 税	1,742,078	0.5	1,727,090	0.5	△ 0.9
利 子 割 交 付 金	55,091	0.0	38,491	0.0	△ 30.1
配 当 割 交 付 金	820,426	0.2	774,032	0.2	△ 5.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,043,778	0.3	593,238	0.2	△ 43.2
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	140,228	0.1	114,325	0.0	△ 18.5
法 人 事 業 税 交 付 金	1,074,508	0.3	1,404,137	0.4	30.7
地 方 消 費 税 交 付 金	15,787,089	4.6	16,546,722	4.7	4.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	158,959	0.1	163,593	0.0	2.9
環 境 性 能 割 交 付 金	458,019	0.1	574,214	0.2	25.4
軽 油 引 取 税 交 付 金	3,124,406	0.9	3,047,960	0.9	△ 2.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1,302,150	0.4	1,342,760	0.4	3.1
地 方 特 例 交 付 金	1,806,642	0.5	1,151,527	0.3	△ 36.3
地 方 交 付 税	24,545,286	7.2	23,649,389	6.7	△ 3.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	213,597	0.1	200,727	0.1	△ 6.0
分 担 金 及 び 負 担 金	729,041	0.2	831,444	0.2	14.0
使 用 料 及 び 手 数 料	5,112,758	1.5	5,226,584	1.5	2.2
国 庫 支 出 金	89,621,341	26.2	84,630,571	24.0	△ 5.6
県 支 出 金	18,845,101	5.5	20,838,979	5.9	10.6
財 産 収 入 金	940,673	0.3	356,495	0.1	△ 62.1
寄 附 金	957,428	0.3	945,423	0.3	△ 1.3
繰 入 金	1,148,986	0.3	8,516,789	2.4	641.2
繰 越 金	5,765,139	1.7	12,909,479	3.6	123.9
諸 収 入	11,380,927	3.3	13,389,353	3.8	17.6
市 債	26,008,100	7.6	19,507,400	5.5	△ 25.0
合 計	342,357,096	100.0	352,882,285	100.0	3.1

### 《 歳 出 》

（単位：千円、％）

款 別	令和3年度		令和4年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年度伸率
議 会 費	925,999	0.3	928,895	0.3	0.3
総 務 費	26,153,299	8.3	31,996,412	9.5	22.3
民 生 費	142,711,460	45.0	141,802,829	42.2	△ 0.6
衛 生 費	32,602,889	10.3	34,457,675	10.3	5.7
労 働 費	454,678	0.1	305,472	0.1	△ 32.8
農 林 水 産 業 費	729,477	0.2	919,890	0.3	26.1
商 工 費	9,066,926	2.9	11,595,298	3.5	27.9
土 木 費	24,605,979	7.8	29,305,587	8.7	19.1
消 防 費	8,376,933	2.6	8,888,539	2.6	6.1
教 育 費	43,798,776	13.8	45,428,120	13.5	3.7
災 害 復 旧 費	1,369,584	0.4	294,080	0.1	△ 78.5
公 債 費	26,243,323	8.3	29,752,336	8.9	13.4
諸 支 出 金	8,294	0.0	8,293	0.0	△ 0.0
合 計	317,047,617	100.0	335,683,426	100.0	5.9

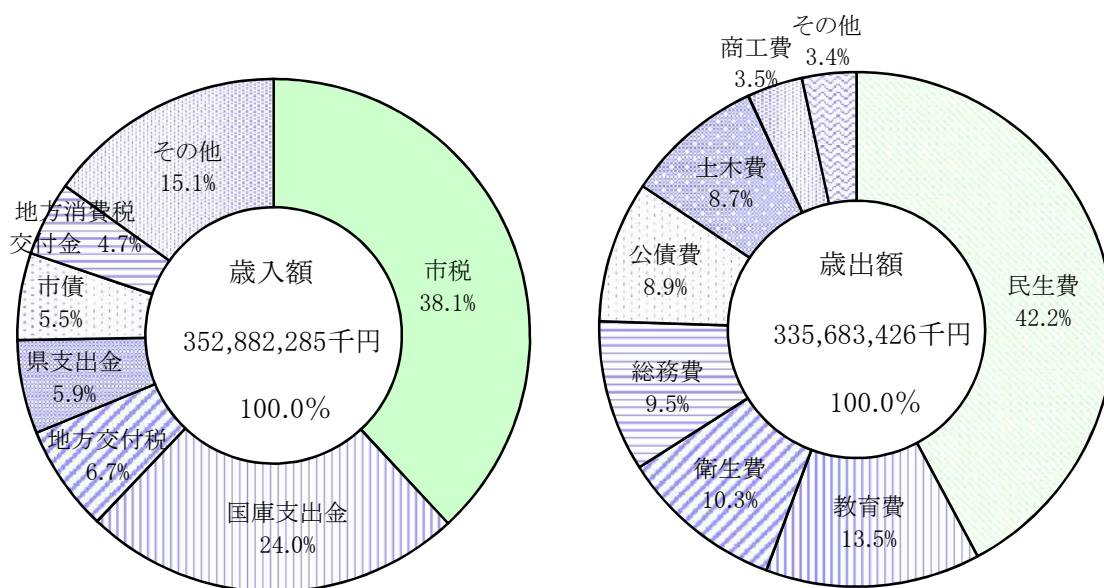
### 3. 一般会計歳入歳出決算状況

(単位:千円)

区分		年度	H30	R1	R2	R3	R4
一般会計	歳入		295,060,383	305,311,250	390,451,391	342,357,096	352,882,285
	歳出		286,243,287	295,636,583	379,586,253	317,047,617	335,683,426
	形式収支		8,817,096	9,674,667	10,865,138	25,309,478	17,198,859
	繰越額		441,415	849,231	817,238	580,276	1,214,830
	実質収支		8,375,681	8,825,436	10,047,900	24,729,202	15,984,029
市税			127,892,461	131,098,296	131,083,049	129,575,345	134,401,563
歳入決算額に占める市税の割合 (%)			43.3	42.9	33.6	37.8	38.1
市税対前年度比 (%)			11.8	2.5	△ 0.0	△ 1.2	3.7
市民1人当たり市税負担額 (円)			177,158	181,397	181,376	178,634	185,287
市民1人当たり歳出決算額 (円)			396,508	409,064	525,223	437,085	462,776

(注)市民1人当たり市税負担額と市民1人当たり歳出決算額は、それぞれの決算額を「月報統計さがみはら(翌年度4月1日現在)」の人口で除したもの

一般会計歳入歳出決算額構成図(令和4年度)



## 4. 一般会計歳入歳出予算額（款別）

### 《 歳 入 》

（単位：千円、％）

款 別	令和4年度		令和5年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年度伸率
市 税	130,700,000	42.0	134,300,000	40.9	2.8
地 方 譲 与 税	1,713,000	0.6	1,713,000	0.5	0.0
利 子 割 交 付 金	60,000	0.0	40,000	0.0	△ 33.3
配 当 割 交 付 金	600,000	0.2	900,000	0.3	50.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	600,000	0.2	680,000	0.2	13.3
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	120,000	0.0	120,000	0.0	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	900,000	0.3	1,100,000	0.3	22.2
地 方 消 費 税 交 付 金	15,000,000	4.8	16,500,000	5.0	10.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	150,000	0.1	150,000	0.0	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	650,000	0.2	500,000	0.2	△ 23.1
軽 油 引 取 税 交 付 金	3,100,000	1.0	3,100,000	0.9	0.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1,301,881	0.4	1,342,000	0.4	3.1
地 方 特 例 交 付 金	948,600	0.3	940,000	0.3	△ 0.9
地 方 交 付 税	19,000,000	6.1	24,200,000	7.4	27.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	210,000	0.1	210,000	0.1	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	822,635	0.3	821,355	0.3	△ 0.2
使 用 料 及 び 手 数 料	5,460,039	1.8	4,916,460	1.5	△ 10.0
国 庫 支 出 金	67,938,430	21.8	66,068,721	20.1	△ 2.8
県 支 出 金	19,536,077	6.3	21,833,436	6.6	11.8
財 産 収 入	206,088	0.1	269,769	0.1	30.9
寄 附 金	368,700	0.1	579,500	0.2	57.2
繰 入 金	4,809,389	1.5	9,858,157	3.0	105.0
繰 越 金	2,000,000	0.6	2,000,000	0.6	0.0
諸 収 入	11,341,261	3.6	16,808,802	5.1	48.2
市 債	23,663,900	7.6	19,648,800	6.0	△ 17.0
合 計	311,200,000	100.0	328,600,000	100.0	5.6

### 《 歳 出 》

（単位：千円、％）

款 別	令和4年度		令和5年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年度伸率
議 会 費	976,960	0.3	981,214	0.3	0.4
総 務 費	26,599,671	8.5	29,312,179	8.9	10.2
民 生 費	136,493,125	43.9	140,339,212	42.7	2.8
衛 生 費	32,226,272	10.4	30,200,552	9.2	△ 6.3
労 働 費	338,156	0.1	402,065	0.1	18.9
農 林 水 産 業 費	863,222	0.3	982,785	0.3	13.9
商 工 費	9,027,109	2.9	11,947,788	3.7	32.4
土 木 費	22,622,934	7.3	26,756,291	8.2	18.3
消 防 費	9,104,334	2.9	10,196,526	3.1	12.0
教 育 費	44,697,049	14.4	49,673,115	15.1	11.1
災 害 復 旧 費	1,011,296	0.3	1,006,208	0.3	△ 0.5
公 債 費	26,831,578	8.6	26,394,115	8.0	△ 1.6
諸 支 出 金	8,294	0.0	7,950	0.0	△ 4.1
予 備 費	400,000	0.1	400,000	0.1	0.0
合 計	311,200,000	100.0	328,600,000	100.0	5.6

## 5. 市税予算額

(単位:千円、%)

税目		令和4年度		令和5年度		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	構成比	対前年度伸率 (当初予算額)
現 年 課 税 分	市 民 税	64,677,532	65,977,532	66,770,360	49.7	3.2
	個 人	60,162,087	61,462,087	61,683,702	45.9	2.5
	法 人	4,515,445	4,515,445	5,086,658	3.8	12.7
	固 定 資 産 税	46,883,382	46,883,382	47,878,824	35.7	2.1
	土 地	19,139,953	19,139,953	19,393,299	14.4	1.3
	家 屋	19,904,102	19,904,102	20,539,133	15.3	3.2
	償 却 資 産	6,787,529	6,787,529	6,852,890	5.1	1.0
	交 付 金	1,051,798	1,051,798	1,093,502	0.8	4.0
	軽 自 動 車 税	1,215,190	1,215,190	1,227,211	0.9	1.0
	環 境 性 能 割	101,880	101,880	83,500	0.1	△ 18.0
	種 別 割	1,113,310	1,113,310	1,143,711	0.9	2.7
	市 た ば こ 税	4,428,088	4,828,088	4,810,519	3.6	8.6
	事 業 所 税	3,112,246	3,112,246	3,117,990	2.3	0.2
	都 市 計 画 税	9,415,269	9,415,269	9,639,261	7.2	2.4
	小 計	129,731,707	131,431,707	133,444,165	99.4	2.9
滞 納 繰 越 分	968,293	968,293	855,835	0.6	△ 11.6	
市 税 総 計	130,700,000	132,400,000	134,300,000	100.0	2.8	

## 6. 市税納税義務者（現年課税分）

（単位：人）

年度		H30	R1	R2	R3	R4
税目						
市	民	385,621	393,111	395,272	395,414	399,562
	個	369,487	376,930	379,074	378,972	382,850
	特別徴収(給与)	224,710	228,871	233,524	236,079	237,013
	特別徴収(年金)	29,476	29,945	30,347	30,972	31,188
	普通徴収	115,301	118,114	115,203	111,921	114,649
	法	16,134	16,181	16,198	16,442	16,712
	人					
固	定	253,214	255,313	256,800	257,897	259,977
	資					
	産					
	税					
	土	246,444	247,949	249,154	250,880	252,237
	地					
	・					
	家					
	屋					
	償	6,749	7,343	7,626	6,997	7,720
	却					
	資					
	産					
	税					
	交	21	21	20	20	20
	付					
	金					
軽	自	165,630	167,491	169,899	172,709	175,310
	動					
	車					
	税					
	環	—	674	2,440	2,914	3,540
	境					
	性					
	能					
	割					
	種	165,630	166,817	167,459	169,795	171,770
	別					
	割					
市	た	11	11	10	12	10
	ば					
	こ					
	税					
特	別	0	0	0	0	0
	土					
	地					
	保					
	有					
	税					
入	湯	0	0	0	0	0
	税					
事	業	859	865	856	853	863
	所					
	税					
都	市	217,989	219,491	220,709	222,469	223,754
	計					
	画					
	税					

（注）固定資産税については、免税点未満を除く

（注）軽自動車税については、登録台数を示す

（注）軽自動車税は、令和元年10月以降「種別割」に名称変更



## 7. 市税の決算額

### (1) 令和4年度

税目	最終予算額	納税義務者	調定額	収入額
市 民 税	66,692,101		70,237,337	68,285,114
個 人	62,151,671		64,142,000	62,201,512
現 年 課 税 分	61,462,087	382,850	62,418,003	61,673,195
均 等 割	1,324,189	378,806	1,323,312	1,307,522
所 得 割	60,137,898	368,219	61,094,691	60,365,673
滞 納 繰 越 分	689,584		1,723,997	528,317
法 人	4,540,430		6,095,337	6,083,602
現 年 課 税 分	4,515,445	16,712	6,058,658	6,076,016
均 等 割	1,551,701	16,712	1,813,208	1,818,402
法 人 税 割	2,963,744	6,680	4,245,450	4,257,614
滞 納 繰 越 分	24,985		36,679	7,586
固 定 資 産 税	47,073,308		47,744,997	47,274,803
純 固 定 資 産 税	46,021,510		46,691,489	46,221,295
現 年 課 税 分	45,831,584	259,957	46,250,450	46,076,797
土 地	19,139,953		19,371,050	19,287,053
家 屋	19,904,102	252,237	20,046,490	19,959,563
償 却 資 産	6,787,529	7,720	6,832,910	6,830,181
滞 納 繰 越 分	189,926		441,039	144,498
交 付 金	1,051,798	20	1,053,508	1,053,508
軽 自 動 車 税	1,229,230		1,267,897	1,210,169
環 境 性 能 割	101,880	3,540	76,980	76,980
現 年 課 税 分	101,880	3,540	76,980	76,980
種 別 割	1,127,350	171,770	1,190,917	1,133,189
現 年 課 税 分	1,113,310	171,770	1,138,928	1,120,903
滞 納 繰 越 分	14,040		51,989	12,286
市 た ば こ 税	4,828,088		4,970,966	4,970,966
現 年 課 税 分	4,828,088	10	4,970,966	4,970,966
滞 納 繰 越 分	0		0	0
特 別 土 地 保 有 税	0		0	0
現 年 課 税 分	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	0		0	0
入 湯 税	0		0	0
現 年 課 税 分	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	0		0	0
事 業 所 税	3,119,367		3,164,339	3,157,290
現 年 課 税 分	3,112,246	863	3,154,289	3,150,320
資 産 割	2,702,599	844	2,724,553	2,721,125
従 業 者 割	409,647	155	429,736	429,195
滞 納 繰 越 分	7,121		10,050	6,970
都 市 計 画 税	9,457,906		9,614,523	9,503,221
現 年 課 税 分	9,415,269	223,754	9,510,149	9,468,911
土 地	5,321,319		5,371,786	5,348,493
家 屋	4,093,950	223,754	4,138,363	4,120,418
滞 納 繰 越 分	42,637		104,374	34,310
現 年 課 税 分	131,431,707	1,059,476	134,631,931	133,667,596
滞 納 繰 越 分	968,293		2,368,128	733,967
市 税 総 計	132,400,000		137,000,059	134,401,563

(注) 固定資産税の納税義務者については、免税点未満を除く

(注) 収入額には、還付未済額を含む(調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額＝収入未済額)

(単位:千円、人、%)

不納 欠損額	収入 未済額	還付 未済額	徴収率	対予算額 比較増減	対前年度決算額 比較増減	前年 度比	収入済額の 構成割合
100,750	1,932,337	80,864	97.2	1,593,013	2,320,500	103.5	50.8
96,950	1,871,069	27,531	97.0	49,841	1,117,841	101.8	46.3
3,502	767,913	26,607	98.8	211,108	1,233,172	102.0	
			98.8	△ 16,667	11,506	100.9	
			98.8	227,775	1,221,666	102.1	
93,448	1,103,156	924	30.6	△ 161,267	△ 115,331	82.1	4.5
3,800	61,268	53,333	99.8	1,543,172	1,202,659	124.6	
64	35,902	53,324	100.3	1,560,571	1,312,292	127.5	
			100.3	266,701	87,845	105.1	
3,736	25,366	9	20.7	△ 17,399	△ 109,633	6.5	140.4
21,008	458,093	8,907	99.0	201,495	1,755,476	103.9	35.2
21,008	458,093	8,907	99.0	199,785	1,715,860	103.9	34.4
1,593	180,557	8,497	99.6	245,213	1,852,054	104.2	
1,593	177,220	7,889	99.6	147,100	306,525	101.6	
			99.6	55,461	1,303,215	107.0	
0	3,337	608	100.0	42,652	242,314	103.7	0.8
19,415	277,536	410	32.8	△ 45,428	△ 136,194	51.5	
0	0	0	100.0	1,710	39,616	103.9	0.8
5,464	52,855	591	95.4	△ 19,061	63,207	105.5	0.9
0	0	0	100.0	△ 24,900	26,585	152.8	0.1
0	0	0	100.0	△ 24,900	26,585	152.8	
5,464	52,855	591	95.2	5,839	36,622	103.3	0.8
91	18,479	545	98.4	7,593	39,171	103.6	
5,373	34,376	46	23.6	△ 1,754	△ 2,549	82.8	3.7
0	0	0	100.0	142,878	342,493	107.4	
0	0	0	100.0	142,878	342,493	107.4	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	2.3
1,381	6,267	599	99.8	37,923	△ 1,502	100.0	
0	4,568	599	99.9	38,074	26,659	100.9	
			99.9	18,526	8,705	100.3	
			99.9	19,548	17,954	104.4	
1,381	1,699	0	69.4	△ 151	△ 28,161	19.8	7.1
4,373	108,931	2,002	98.8	45,315	346,044	103.8	
0	43,141	1,903	99.6	53,642	368,561	104.0	
			99.6	27,174	105,794	102.0	
			99.6	26,468	262,767	106.8	
4,373	65,790	99	32.9	△ 8,327	△ 22,517	60.4	99.5
5,250	1,050,560	91,475	99.28	2,235,889	5,240,603	104.1	
127,726	1,507,923	1,488	30.99	△ 234,326	△ 414,385	63.9	0.5
132,976	2,558,483	92,963	98.10	2,001,563	4,826,218	103.7	100.0

# 市税の税目別決算額

(2) 令和3年度

(単位:人、千円、%)

税目	令和3年度								
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	徴収率	前年度比	収入済額の構成割合
市民税		67,794,872	65,964,614	106,120	1,764,340	40,202	97.3	98.6	50.9
個人		62,887,227	61,083,671	102,025	1,727,648	26,117	97.1	99.3	47.1
現年課税分	378,972	61,080,937	60,440,023	2,764	663,431	25,281	99.0	99.5	
均等割	374,917	1,309,760	1,296,016				99.0	100.2	
所得割	364,625	59,771,177	59,144,007				99.0	99.4	
滞納繰越分		1,806,290	643,648	99,261	1,064,217	836	35.6	88.6	
法人		4,907,645	4,880,943	4,095	36,692	14,085	99.5	90.3	3.8
現年課税分	16,442	4,760,020	4,763,724	0	10,291	13,995	100.1	88.4	
均等割	16,442	1,729,211	1,730,557				100.1	100.6	
法人税割	6,496	3,030,809	3,033,167				100.1	82.6	
滞納繰越分		147,625	117,219	4,095	26,401	90	79.4	853.4	
固定資産税		46,001,169	45,519,327	37,401	454,601	10,160	99.0	98.1	35.1
純固定資産税		44,987,277	44,505,435	37,401	454,601	10,160	98.9	98.1	34.3
現年課税分	257,877	44,396,421	44,224,743	4,460	175,281	8,063	99.6	97.9	
土地	250,880	19,066,089	18,980,528	4,460	172,762	7,561	99.6	99.3	
家屋		18,740,448	18,656,348				99.6	96.8	
償却資産	6,997	6,589,884	6,587,867	0	2,519	502	100.0	97.3	
滞納繰越分		590,856	280,692	32,941	279,320	2,097	47.5	138.9	
交付金	20	1,013,892	1,013,892	0	0	0	100.0	99.5	0.8
軽自動車税		1,204,679	1,146,962	6,286	52,002	571	95.2	104.6	0.9
環境性能割	2,914	50,395	50,395	0	0	0	100.0	121.2	0.0
現年課税分	2,914	50,395	50,395	0	0	0	100.0	121.2	
種別割	169,795	1,154,284	1,096,567	6,286	52,002	571	95.0	103.9	0.9
現年課税分	169,795	1,097,749	1,081,732	45	16,472	500	98.5	104.0	
滞納繰越分		56,535	14,835	6,241	35,530	71	26.2	96.9	
市たばこ税		4,628,473	4,628,473	0	0	0	100.0	106.6	3.6
現年課税分	12	4,628,473	4,628,473	0	0	0	100.0	106.6	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
特別土地保有税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
入湯税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
事業所税		3,166,245	3,158,792	0	10,049	2,596	99.8	102.5	2.4
現年課税分	853	3,126,751	3,123,661	0	5,686	2,596	99.9	101.4	
資産割	835	2,715,103	2,712,420				99.9	101.7	
従業者割	154	411,648	411,241				99.9	99.6	
滞納繰越分		39,494	35,131	0	4,363	0	89.0	1,882.7	
都市計画税		9,271,590	9,157,177	8,846	107,881	2,314	98.8	98.6	7.1
現年課税分	222,469	9,141,373	9,100,350	1,078	41,773	1,828	99.6	98.5	
土地	222,469	5,266,332	5,242,699				99.6	99.4	
家屋		3,875,041	3,857,651				99.6	97.3	
滞納繰越分		130,217	56,827	7,768	66,108	486	43.6	120.4	
現年課税分	1,049,354	129,296,011	128,426,993	8,347	912,934	52,263	99.33	98.7	99.1
滞納繰越分		2,771,017	1,148,352	150,306	1,475,939	3,580	41.44	114.0	0.9
市税総計		132,067,028	129,575,345	158,653	2,388,873	55,843	98.11	98.8	100.0

(注) 固定資産税の納税義務者については、免税点未満を除く

(注) 収入額には、還付未済額を含む(調定額-収入額-不納欠損額+還付未済額=収入未済額)

## (3) 令和2年度

(単位:人、千円、%)

税目	令和2年度								
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	徴収率	前年比	収入済額の構成割合
市民税		69,013,854	66,898,425	129,123	2,015,634	29,328	96.9	99.2	51.0
個人		63,408,210	61,493,444	123,192	1,808,681	17,107	97.0	100.9	46.9
現年課税分	379,074	61,491,543	60,766,628	2,462	738,926	16,473	98.8	101.1	
均等割	374,779	1,309,361	1,293,925				98.8	101.4	
所得割	364,590	60,182,182	59,472,703				98.8	101.0	
滞納繰越分		1,916,667	726,816	120,730	1,069,755	634	37.9	88.8	
法人		5,605,644	5,404,981	5,931	206,953	12,221	96.4	83.1	4.1
現年課税分	16,198	5,558,830	5,391,246	113	179,653	12,182	97.0	83.0	
均等割	16,198	1,773,681	1,720,209				97.0	95.7	
法人税割	6,311	3,785,149	3,671,037				97.0	78.2	
滞納繰越分		46,814	13,735	5,818	27,300	39	29.3	96.1	
固定資産税		46,999,446	46,380,042	24,097	602,843	7,536	98.7	101.1	35.4
純固定資産税		45,980,375	45,360,971	24,097	602,843	7,536	98.7	101.2	
現年課税分	256,780	45,433,758	45,158,896	2,269	279,388	6,795	99.4	101.3	
土地	249,154	19,230,339	19,116,643	2,269	232,848	6,554	99.4	99.7	
家屋		19,387,738	19,273,112				99.4	102.3	
償却資産	7,626	6,815,681	6,769,141	0	46,540	241	99.3	103.3	
滞納繰越分		546,617	202,075	21,828	323,455	741	37.0	72.6	
交付金	20	1,019,071	1,019,071	0	0	0	100.0	100.3	0.8
軽自動車税		1,157,483	1,096,601	4,625	56,865	608	94.7	106.7	0.8
環境性割	2,440	41,576	41,576	0	0	0	100.0	362.2	0.0
現年課税分	2,440	41,576	41,576	0	0	0	100.0	362.2	
種別割	167,459	1,115,907	1,055,025	4,625	56,865	608	94.5	103.8	0.8
現年課税分	167,459	1,055,779	1,039,716	87	16,523	547	98.5	103.9	
滞納繰越分		60,128	15,309	4,538	40,342	61	25.5	99.6	
市たばこ税		4,340,651	4,340,651	0	0	0	100.0	99.6	3.3
現年課税分	10	4,340,645	4,340,645	0	0	0	100.0	99.6	
滞納繰越分		6	6	0	0	0	-	-	
特別土地保有税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
入湯税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
事業所税		3,119,627	3,081,061	0	39,495	929	98.8	97.2	2.4
現年課税分	856	3,114,003	3,079,195	0	35,737	929	98.9	97.1	
資産割	841	2,698,446	2,666,185				98.8	96.9	
従業者割	153	415,557	413,010				99.4	98.4	
滞納繰越分		5,624	1,866	0	3,758	0	33.2	418.4	
都市計画税		9,422,616	9,286,269	5,695	132,400	1,748	98.6	100.6	7.1
現年課税分	220,709	9,294,009	9,239,060	546	55,981	1,578	99.4	100.9	
土地	220,709	5,304,716	5,273,353				99.4	99.7	
家屋		3,989,293	3,965,707				99.4	102.4	
滞納繰越分		128,607	47,209	5,149	76,419	170	36.7	71.5	
現年課税分	1,043,546	131,349,214	130,076,033	5,477	1,306,208	38,504	99.03	100.1	99.2
滞納繰越分		2,704,463	1,007,016	158,063	1,541,029	1,645	37.24	84.4	0.8
市税総計		134,053,677	131,083,049	163,540	2,847,237	40,149	97.78	100.0	100.0

(注) 固定資産税の納税義務者については、免税点未満を除く

(注) 収入額には、還付未済額を含む(調定額-収入額-不納欠損額+還付未済額=収入未済額)

# 市税の税目別決算額

## (4) 令和元年度

(単位:人、千円、%)

税目	令和元年度								
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	徴収率	前年度比	収入済額の構成割合
<b>市民税</b>		69,564,269	67,457,808	163,918	1,973,859	31,316	97.0	103.4	51.5
<b>個人</b>		63,011,129	60,950,551	157,215	1,926,878	23,515	96.7	104.0	46.5
現年課税分	376,930	60,932,953	60,132,153	7,492	815,840	22,532	98.7	104.0	
均等割	370,243	1,293,533	1,276,533				98.7	101.5	
所得割	363,133	59,639,420	58,855,620				98.7	104.1	
滞納繰越分		2,078,176	818,398	149,723	1,111,038	983	39.4	104.0	
<b>法人</b>		6,553,140	6,507,257	6,703	46,981	7,801	99.3	97.6	5.0
現年課税分	16,181	6,502,743	6,492,970	84	17,378	7,689	99.8	97.5	
均等割	16,181	1,799,427	1,796,723				99.8	102.3	
法人税割	6,448	4,703,316	4,696,247				99.8	95.8	
滞納繰越分		50,397	14,287	6,619	29,603	112	28.3	103.9	
<b>固定資産税</b>		46,466,217	45,856,077	61,680	556,144	7,684	98.7	101.5	35.0
<b>純固定資産税</b>		45,450,634	44,840,494	61,680	556,144	7,684	98.7	101.5	
現年課税分	255,292	44,774,987	44,562,275	2,410	217,075	6,773	99.5	101.5	
土地	247,949	19,274,508	19,170,694	2,346	209,722	6,237	99.5	100.2	
家屋		18,940,790	18,838,773				99.5	103.2	
償却資産	7,343	6,559,689	6,552,808	64	7,353	536	99.9	100.9	
滞納繰越分		675,647	278,219	59,270	339,069	911	41.2	103.1	
<b>交付金</b>	21	1,015,583	1,015,583	0	0	0	100.0	99.8	0.8
<b>軽自動車税</b>		1,093,202	1,027,679	5,758	60,460	695	94.0	105.2	0.8
<b>種別割</b>		1,081,724	1,016,201	5,758	60,460	695	93.9	104.0	0.8
現年課税分	166,817	1,021,325	1,000,837	121	21,007	640	98.0	104.0	
原付自転車	40,700	86,348	84,616				98.0	98.9	
小型特殊	2,325	7,961	7,801				98.0	103.6	
軽自動車	114,314	870,332	852,873				98.0	104.7	
二輪の小型	9,478	56,684	55,547				98.0	101.7	
滞納繰越分		60,399	15,364	5,637	39,453	55	25.4	100.9	
<b>環境性能割</b>	674	11,478	11,478	0	0	0		皆増	0.0
<b>市たばこ税</b>		4,358,893	4,358,942	0	6	55	100.0	102.0	3.3
現年課税分	11	4,358,893	4,358,942	0	6	55	100.0	102.0	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
<b>特別土地保有税</b>		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
<b>入湯税</b>		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	0	-	-	
<b>事業所税</b>		3,175,273	3,170,941	0	5,624	1,292	99.9	101.6	2.4
現年課税分	865	3,170,160	3,170,495	0	957	1,292	100.0	101.6	
資産割	846	2,750,281	2,750,572				100.0	101.3	
従業者割	148	419,879	419,923				100.0	103.6	
滞納繰越分		5,113	446	0	4,667	0	8.7	22.4	
<b>都市計画税</b>		9,369,807	9,226,849	13,591	131,090	1,723	98.5	101.5	7.0
現年課税分	219,491	9,210,451	9,160,844	565	50,545	1,503	99.5	101.5	
土地	219,491	5,316,325	5,287,691				99.5	100.3	
家屋		3,894,126	3,873,153				99.5	103.1	
滞納繰越分		159,356	66,005	13,026	80,545	220	41.4	103.1	
<b>現年課税分</b>	1,036,282	130,998,573	129,905,577	10,672	1,122,808	40,484	99.17	102.5	99.1
<b>滞納繰越分</b>		3,029,088	1,192,719	234,275	1,604,375	2,281	39.38	103.6	0.9
<b>市税総計</b>		134,027,661	131,098,296	244,947	2,727,183	42,765	97.81	102.5	100.0

(注) 固定資産税の納税義務者については、免税点未満を除く

(注) 収入額には、還付未済額を含む(調定額-収入額-不納欠損額+還付未済額=収入未済額)

(注) 軽自動車税は、令和元年10月以降「種別割」に名称変更

## (5)平成30年度

(単位:人、千円、%)

税目	平成30年度								
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	徴収率	前年比	収入済額の構成割合
市民税		67,549,742	65,250,936	214,704	2,113,473	29,371	96.6	125.6	51.0
個人		60,811,752	58,580,449	188,099	2,062,910	19,706	96.3	129.7	45.8
現年課税分	369,487	58,621,673	57,793,824	3,400	843,398	18,949	98.6	130.3	
均等割	365,293	1,275,744	1,257,728				98.6	101.2	
所得割	356,139	57,345,929	56,536,096				98.6	131.1	
滞納繰越分		2,190,079	786,625	184,699	1,219,512	757	35.9	97.5	
法人		6,737,990	6,670,487	26,605	50,563	9,665	99.0	98.1	5.2
現年課税分	16,134	6,665,375	6,656,740	440	17,812	9,617	99.9	98.1	
均等割	16,134	1,759,189	1,756,910				99.9	98.4	
法人税割	6,372	4,906,186	4,899,830				99.9	98.0	
滞納繰越分		72,615	13,747	26,165	32,751	48	18.9	82.6	
固定資産税		45,938,189	45,179,833	89,305	682,247	13,196	98.3	100.7	35.3
純固定資産税		44,920,156	44,161,800	89,305	682,247	13,196	98.3	100.7	
現年課税分	253,193	44,121,877	43,891,994	4,550	238,193	12,860	99.5	100.9	
土地	246,444	19,256,121	19,139,104	4,529	234,800	10,669	99.4	101.2	
家屋		18,371,740	18,260,097				99.4	99.2	
償却資産	6,749	6,494,016	6,492,793	21	3,393	2,191	100.0	104.9	
滞納繰越分		798,279	269,806	84,755	444,054	336	33.8	82.2	
交付金	21	1,018,033	1,018,033	0	0	0	100.0	97.5	0.8
軽自動車税		1,043,598	977,306	5,660	61,306	674	93.6	104.4	0.8
現年課税分	165,630	983,868	962,081	234	22,126	573	97.8	104.3	
原付自転車	41,367	87,534	85,596				97.8	99.6	
小型特殊	2,282	7,704	7,533				97.8	101.9	
軽自動車	112,633	832,762	814,321				97.8	105.1	
二輪の小型	9,348	55,868	54,631				97.8	100.6	
滞納繰越分		59,730	15,225	5,426	39,180	101	25.5	111.1	
市たばこ税		4,272,456	4,272,462	0	0	6	100.0	98.7	3.3
現年課税分	11	4,272,456	4,272,462			6	100.0	98.7	
滞納繰越分		0	0			0	-	-	
特別土地保有税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0			0	-	-	
滞納繰越分		0	0			0	-	-	
入湯税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0			0	-	-	
滞納繰越分		0	0			0	-	-	
事業所税		3,126,869	3,122,008	933	5,113	1,185	99.8	97.8	2.5
現年課税分	859	3,121,180	3,120,020	0	2,345	1,185	100.0	98.1	
資産割	842	2,715,847	2,714,838				100.0	98.3	
従業者割	146	405,333	405,182				100.0	96.5	
滞納繰越分		5,689	1,988	933	2,768	0	34.9	19.6	
都市計画税		9,266,871	9,089,916	18,450	161,161	2,656	98.1	100.4	7.1
現年課税分	217,989	9,081,060	9,025,876	1,093	56,666	2,575	99.4	100.5	
土地	217,989	5,302,415	5,270,193				99.4	101.6	
家屋		3,778,645	3,755,683				99.4	99.1	
滞納繰越分		185,811	64,040	17,357	104,495	81	34.5	85.2	
現年課税分	1,021,438	127,885,522	126,741,030	9,717	1,180,540	45,765	99.11	112.1	99.1
滞納繰越分		3,312,203	1,151,431	319,335	1,842,760	1,323	34.76	92.1	0.9
市税総計		131,197,725	127,892,461	329,052	3,023,300	47,088	97.48	111.8	100.0

(注)固定資産税の納税義務者については、免税点未満を除く

(注)収入額には、還付未済額を含む(調定額-収入額-不納欠損額+還付未済額=収入未済額)

## 8. 市税の徴収に関する経費

(単位:千円)

区分		年度	R1	R2	R3	R4
税 収 入 額	(1) 市 税		131,098,296	131,083,049	129,575,345	134,401,563
	(2) 個人 の 県 民 税		16,098,384	16,082,519	15,971,251	16,221,528
	(3) 合 計		147,196,680	147,165,568	145,546,596	150,623,091
徴 税 費	人 件 費	(4) 基 本 給	773,748	760,368	749,493	791,515
		(5) 諸 手 当	583,918	584,459	559,242	593,542
		ア 超 過 勤 務 手 当	73,701	83,532	78,862	81,824
		イ その 他 の 手 当	510,217	500,927	480,380	511,718
		(6) 報 酬	0	74,014	79,965	41,907
		(7) そ の 他	258,521	246,373	265,178	278,902
		(8) 小 計	1,616,187	1,665,214	1,653,878	1,705,866
		需 用 費	(9) 旅 費	408	1,325	2,845
	(10) そ の 他		613,779	480,336	427,059	593,923
	(11) 小 計		614,187	481,661	429,904	595,523
	報 奨 金 等	(12) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	0	0	0	0
		(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0	0
		(14) 納 税 奨 励 金	0	0	0	0
		(15) そ の 他	611	633	105	108
		(16) 小 計	611	633	105	108
		(17) そ の 他	21,107	25,608	28,670	36,289
		(18) 合 計	2,252,092	2,173,116	2,112,557	2,337,786
	県 税 徴 収 取 扱 委 託 金	(19) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	1,109,426	1,124,005	1,127,184	1,134,383
(20) 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額						
(21) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額		0	0	0	0	
(22) 合 計		1,109,426	1,124,005	1,127,184	1,134,383	
市 税 に 係 る 徴 税 費	(23) (18) - (22)	1,142,666	1,049,111	985,373	1,203,403	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 割 合	(24) 全 体 の 徴 税 割 合 $\frac{(18)}{(3)}$	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%	
	(25) 市 税 の 徴 税 割 合 $\frac{(23)}{(1)}$	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	

## 9. 市民税

### (1) 調定額等の推移

(単位:人、千円、%)

年度 区分	R1		R2		R3		R4		
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	
特別徴収 (給与)	均等割	228,738	811,718	233,428	826,284	235,991	836,399	236,964	841,685
	所得割	225,818	44,569,461	230,355	45,050,178	232,780	44,558,106	233,787	45,083,533
	計	228,871	45,381,179	233,524	45,876,462	236,079	45,394,505	237,013	45,925,218
	対前年度比	101.9	105.9	102.0	101.1	101.1	98.9	100.4	101.2
特別徴収 (年金)	均等割	29,929	112,951	30,347	116,529	30,971	118,145	31,186	119,323
	所得割	27,382	2,455,402	27,334	2,458,042	27,910	2,468,171	27,863	2,440,715
	計	29,945	2,568,353	30,347	2,574,571	30,972	2,586,316	31,188	2,560,038
	対前年度比	101.6	95.7	101.3	100.2	102.1	100.5	100.7	99.0
普通徴収	均等割	111,576	368,864	111,004	366,548	107,955	355,216	110,656	362,304
	所得割	109,933	12,614,557	106,901	12,673,962	103,935	12,744,900	106,569	13,570,443
	計	118,114	12,983,421	115,203	13,040,510	111,921	13,100,116	114,649	13,932,747
	対前年度比	102.4	99.3	97.5	100.4	97.2	100.5	102.4	106.4
計	均等割	370,243	1,293,533	374,779	1,309,361	374,917	1,309,760	378,806	1,323,312
	所得割	363,133	59,639,420	364,590	60,182,182	364,625	59,771,177	368,219	61,094,691
	計	376,930	60,932,953	379,074	61,491,543	378,972	61,080,937	382,850	62,418,003
	対前年度比	102.0	103.9	100.6	100.9	100.0	99.3	101.0	102.2
法人	均等割	16,181	1,799,427	16,198	1,773,681	16,442	1,729,211	16,712	1,813,208
	法人税割	6,448	4,703,316	6,311	3,785,149	6,496	3,030,809	6,680	4,245,450
	計	16,181	6,502,743	16,198	5,558,830	16,442	4,760,020	16,712	6,058,658
	対前年度比	100.3	97.6	100.1	85.5	101.5	85.6	101.6	127.3
合計	393,111	67,435,696	395,272	67,050,373	395,414	65,840,957	399,562	68,476,661	
対前年度比	101.9	103.3	100.5	99.4	100.0	98.2	101.0	104.0	

(注)各年度の決算額



## (2)減免状況

(単位:件、円)

事由区分 \ 年 度	R1		R2		R3		R4	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
生 活 保 護	346	16,469,700	354	15,778,820	301	12,719,700	337	14,000,600
生活困窮(失業等)	5	357,600	13	531,240	19	882,050	15	672,500
公益社団・財団法人	22	1,550,000	24	1,650,000	23	1,600,000	25	1,750,000
そ の 他 (NPO法人、災害等)	134	6,464,000	125	6,008,460	116	5,904,080	113	5,783,500
計	507	24,841,300	516	23,968,520	459	21,105,830	490	22,206,600

(注)各年度の決算額

# 《 個人市民税 》

## ◎納税義務者等の調(令和5年度)

(単位:人、千円)

区 分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
	納 税 者 義 務 者	均等割額	納 税 者 義 務 者	所得割額	納 税 者 義 務 者	均等割額	所得割額
給 与 所 得 者	6,534	22,868	—	—	293,818	1,028,364	51,327,149
営 業 等 所 得 者	1,543	5,401	—	—	13,173	46,105	2,596,184
農 業 所 得 者	9	32	—	—	39	136	6,117
そ の 他 の 所 得 者	7,492	26,222	—	—	55,296	193,536	7,440,030
家屋敷等のみ	148	518	—	—	—	—	—
計	15,726	55,041	—	—	362,326	1,268,141	61,369,480

(単位:人、千円、%)

区 分	合 計						納 税 義 務 者 構 成 比
	均等割を納める者		所得割を納める者		納 税 義 務 者	税 額	
	納 税 者 義 務 者	均等割額	納 税 者 義 務 者	所得割額			
給 与 所 得 者	300,352	1,051,232	293,818	51,327,149	300,352	52,378,381	79.5
営 業 等 所 得 者	14,716	51,506	13,173	2,596,184	14,716	2,647,690	3.9
農 業 所 得 者	48	168	39	6,117	48	6,285	0.0
そ の 他 の 所 得 者	62,788	219,758	55,296	7,440,030	62,788	7,659,788	16.6
家屋敷等のみ	148	518	—	—	148	518	0.0
計	378,052	1,323,182	362,326	61,369,480	378,052	62,692,662	100.0

(注)市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)

◎総所得金額等に関する調（分離課税対象者分を除く）

年度 区分	R1		R2		R3		R4		R5		
	所得額等	構成（%）	所得額等	構成（%）	所得額等	構成（%）	所得額等	構成（%）	所得額等	構成（%）	
給与所得	所得者数（人）	282,877	81.2	286,313	81.4	286,010	81.2	289,173	81.5	292,137	81.6
	総所得額（千円）	977,971,932	85.6	989,533,032	85.8	1,008,909,939	85.6	1,033,569,863	85.4	1,063,090,600	85.8
	所得者1人当り（円）	3,457,234	-	3,456,123	-	3,527,534	-	3,574,227	-	3,639,014	-
営業等所得	所得者数（人）	12,578	3.6	12,601	3.6	13,146	3.8	12,525	3.5	13,055	3.6
	総所得額（千円）	43,884,487	3.9	44,946,384	3.9	47,337,117	4.0	52,091,355	4.3	50,296,559	4.1
	所得者1人当り（円）	3,488,988	-	3,566,890	-	3,600,876	-	4,158,990	-	3,852,666	-
農業所得	所得者数（人）	44	0.0	44	0.0	38	0.0	35	0.0	39	0.0
	総所得額（千円）	119,766	0.0	148,645	0.0	110,697	0.0	103,914	0.0	129,689	0.0
	所得者1人当り（円）	2,721,955	-	3,378,296	-	2,913,079	-	2,968,971	-	3,325,359	-
その他の所得	所得者数（人）	53,001	15.2	52,839	15.0	52,989	15.0	53,057	15.0	52,855	14.8
	総所得額（千円）	120,141,843	10.5	119,313,506	10.3	123,028,172	10.4	124,374,422	10.3	124,988,639	10.1
	所得者1人当り（円）	2,266,785	-	2,258,058	-	2,321,768	-	2,344,166	-	2,364,746	-
合計	所得者数（人）	348,500	100.0	351,797	100.0	352,183	100.0	354,790	100.0	358,086	100.0
	総所得額（千円）	1,142,118,028	100.0	1,153,941,567	100.0	1,179,385,925	100.0	1,210,139,554	100.0	1,238,505,487	100.0
	所得者1人当り（円）	3,277,240	-	3,280,135	-	3,348,787	-	3,410,862	-	3,458,682	-
市民1人当り総所得額（円）	1,579,992	-	1,596,497	-	1,631,020	-	1,666,801	-	1,705,858	-	
1世帯当り総所得額（円）	3,529,555	-	3,523,357	-	3,550,218	-	3,583,804	-	3,621,128	-	

（注）市町村税課税状況等の調（各年度7月1日現在）なお、各年度の数値は、前年中の所得に対する課税状況

（注）人口・世帯は各年1月1日現在

令和5年1月1日現在	人口	726,031 人
	世帯	342,022 世帯

◎課税標準段階別所得割額の調（分離課税対象者分を含む）

（単位：人、千円、％）

区 分	納税義務者 (A)	総所得金額等 (B)	所得割額 (C)	対 前 年 度 比			構成比 (A)
				(A)	(B)	(C)	
平成 30 年度	348,076	1,188,278,846	58,509,331	101.6	102.5	135.7	-
令和元年度	352,220	1,200,154,317	58,943,814	101.2	101.0	100.7	-
令和 2 年度	355,444	1,214,482,035	59,501,884	100.9	101.2	100.9	-
令和 3 年度	355,983	1,236,324,308	58,099,411	100.2	101.8	97.6	-
令和 4 年度	358,958	1,279,057,104	60,133,858	100.8	103.5	103.5	-
令和 5 年度	362,326	1,309,794,423	61,369,480	100.9	102.4	102.1	-
<b>課税標準段階別</b>							
10万円以下の金額	12,512	18,469,047	385,767	102.8	95.2	91.3	3.5
10万円を超え100万円以下	104,594	159,326,087	4,519,403	98.8	99.4	99.3	28.9
100 " 200 "	101,860	267,988,256	11,285,961	99.4	100.3	100.2	28.1
200 " 300 "	64,619	252,673,053	11,767,295	103.4	104.0	103.7	17.8
300 " 400 "	33,307	173,786,661	8,654,965	104.0	104.5	103.7	9.2
400 " 550 "	23,973	161,385,377	8,432,729	103.4	103.5	102.5	6.6
550 " 700 "	8,946	75,403,036	4,117,527	103.9	103.7	102.5	2.5
700 " 1,000 "	6,990	75,851,439	4,360,368	101.1	101.3	99.3	1.9
1,000万円を超える金額	5,525	124,911,467	7,845,465	104.0	104.4	103.8	1.5
<b>所得区分別</b>							
給 与 所 得 者	292,137	1,063,090,600	50,540,624	101.0	102.9	102.8	80.6
営 業 等 所 得 者	13,055	50,296,559	2,531,183	104.2	96.6	91.6	3.6
農 業 所 得 者	39	129,689	6,117	111.4	124.8	123.9	0.0
そ の 他 の 所 得 者	52,855	124,988,639	5,234,275	99.6	100.5	100.6	14.6
分 離 課 税 対 象 者	4,240	71,288,936	3,057,281	101.7	103.4	101.7	1.2

（注）市町村税課税状況等の調（各年度7月1日現在） なお、各年度の数値は、前年中の所得に対する課税状況

# 《法人市民税》

## ◎資本金等の金額別納税義務者及び調定額（令和4年度）

区分 資本金等の金額別	均等割と法人税割のもの				均等割
	法人数	均等割額	法人税割額	計	法人数
1,000万円以下	4,567	309,439	755,927	1,065,366	8,680
1,000万円を超え1億円以下	1,226	183,347	761,962	945,309	1,022
1億円を超え10億円以下	436	110,360	553,591	663,951	183
うち5億円未満	311	76,297	324,939	401,236	137
10億円を超え50億円以下	179	141,173	739,206	880,379	65
50億円超	272	355,467	1,434,764	1,790,231	82
合 計	6,680	1,099,786	4,245,450	5,345,236	10,032

※ 地方税法に規定する資本金等の額を基に集計

(単位:人、千円、%)

のみのもの	合 計						
	均等割額	法人数	構成比	均等割額	法人税割額	計	構成比
	430,706	13,247	79.2	740,145	755,927	1,496,072	24.6
	133,084	2,248	13.5	316,431	761,962	1,078,393	17.8
	36,288	619	3.7	146,648	553,591	700,239	11.6
	26,518	448	2.7	102,815	324,939	427,754	7.1
	34,048	244	1.5	175,221	739,206	914,427	15.1
	79,296	354	2.1	434,763	1,434,764	1,869,527	30.9
	713,422	16,712	100.0	1,813,208	4,245,450	6,058,658	100.0

## ◎資本金等の金額別超過額 (令和4年度)

(単位:人、千円、%)

資本金等の金額	税率 (※1)	納税義務者 (※2)	調定額 A	標準税率 B	超過額 A-B (※3)	構成比 (A-B)/A	
5億円未満	6.0% (9.7%)	15,943 6,104	1,842,827	1,842,020	807	0.0	
超過 税率	うち5億円以上 10億円未満	7.2% (10.9%)	171 125	228,653	202,552	26,101	11.4
	うち10億円以上	8.4% (12.1%)	598 451	2,173,970	1,784,617	389,353	17.9
	小計 (対象法人)		769 576	2,402,623	1,987,169	415,454	17.3
合計		16,712 6,680	4,245,450	3,829,189	416,261	9.8	
納税義務者のうち、超過税率 対象法人が占める割合			4.6			8.6	

※1 上段:令和元年10月1日以降に開始した事業年度、下段:令和元年9月30日以前に開始した事業年度

※2 上段:納税義務者数、下段:均等割と法人税割のある納税義務者数

※3 資本金等の金額が5億円未満の法人で超過額が発生するのは、超過税率が適用となる修正確定申告等があったため

◎法人業種別納税義務者（令和4年度）

（単位：人、％）

区 分	法 人 数		資 本 金 等 の 金 額 別 法 人 数					
		構 成 比	1,000万円 以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超10億円以下		10億円超 50億円以下	50億円超
					うち5億円未満			
農 業 ・ 林 業	99	0.6	80	17	2	2	0	0
漁 業	0	0.0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	2	0.0	1	1	0	0	0	0
建 設 業	3,262	19.5	2,833	338	32	23	18	41
製 造 業	1,959	11.7	1,378	377	92	69	38	74
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	23	0.1	15	4	2	2	1	1
情 報 通 信 業	170	1.0	148	13	4	4	1	4
運 輸 業 ・ 郵 便 業	580	3.5	316	193	39	27	11	21
卸 売 業 ・ 小 売 業	3,172	19.0	2,317	488	182	132	87	98
金 融 業 ・ 保 険 業	195	1.2	127	8	8	5	8	44
不 動 産 ・ 物 品 質 貸 業	1,702	10.2	1,497	137	39	26	12	17
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サービス業	2,059	12.3	1,753	212	65	47	18	11
宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス業	787	4.7	619	75	54	37	21	18
生 活 関 連 サービス業 ・ 娯 楽 業	537	3.2	436	57	30	22	8	6
教 育 ・ 学 習 支 援 業	110	0.7	97	10	2	0	0	1
医 療 ・ 福 祉	946	5.7	765	131	39	30	7	4
複 合 サービス業	54	0.3	31	17	3	1	0	3
サ ー ビ ス 業	944	5.6	737	161	23	18	13	10
公 務	1	0.0	0	0	0	0	0	1
分 類 不 能 産 業	110	0.7	97	9	3	3	1	0
合 計	16,712	100.0	13,247	2,248	619	448	244	354
構 成 比	-	-	79.2	13.5	3.7	2.7	1.5	2.1

# 10. 固定資産税

## (1) 調定額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	R1		R2		R3		R4		
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	
固定資産税	土地	247,949	249,154	19,230,339	250,880	19,066,089	252,237	19,371,050	
	家屋							18,940,789	19,387,738
	償却資産	7,343	6,559,689	7,626	6,815,681	6,997	6,589,884	7,720	6,832,910
	計	255,292	44,774,986	256,780	45,433,758	257,877	44,396,421	259,957	46,250,450
交付金	国有	8	485,738	7	478,513	7	472,949	7	462,489
	県有等	13	529,845	13	540,558	13	540,943	13	591,019
	計	21	1,015,583	20	1,019,071	20	1,013,892	20	1,053,508
合計	255,313	45,790,569	256,800	46,452,829	257,897	45,410,313	259,977	47,303,958	

(注)各年度の決算額

(注)固定資産税の納税義務者については、免税点未満を除く

## (2) 資産別納税義務者数(令和5年度)

(単位:人)

区分	納税義務者数		
	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
土地	180,500	9,345	171,155
家屋	223,634	1,792	221,842
償却資産	17,264	10,387	6,877

(注)令和5年度固定資産概要調書(令和5年1月1日現在)



### (3) 土地に関する概要(令和5年度)

区分 地目	地積					決	
	総地積 (イ)=(ロ)+(ハ) (㎡)	非課税地積 (ロ) (㎡)	評価総地積 (ハ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ニ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ホ)=(ハ)-(ニ) (㎡)	総額 (ヘ) (千円)	
田	1,359,322	7,693	1,351,629	151,259	1,200,370	399,718	
畑	18,358,420	326,403	18,032,017	2,534,266	15,497,751	71,450,088	
宅 地	住宅 用地		29,874,612	103,123	29,771,489	2,720,497,902	
	小規模住宅 用地						
	一般住宅 用地		6,234,097	3,591	6,230,506	347,748,542	
	非住宅用地		12,091,741	866	12,090,875	847,150,533	
計	53,222,673	5,022,223	48,200,450	107,580	48,092,870	3,915,396,977	
塩田	0	0					
鉱泉地	0	0	0	0	0	0	
池沼	6,086,854	6,086,854	0	0	0	0	
山林	68,558,597	11,185,474	57,373,123	5,769,734	51,603,389	4,813,660	
牧場	0	0	0	0	0	0	
原野	8,091,705	3,961,778	4,129,927	469,677	3,660,250	64,817	
雑 種 地	ゴルフ場の用地	7,786,704	8,147	7,778,557	237	7,778,320	28,177,296
	遊園地等の用地	968,681	17,420	951,261	0	951,261	1,236,639
	鉄軌道用地	1,007,903	64,778	943,125	0	943,125	39,221,478
	その他の雑種地	12,343,214	3,818,215	8,524,999	295,056	8,229,943	381,579,869
	計	22,106,502	3,908,560	18,197,942	295,293	17,902,649	450,215,282
その他	161,312,449	161,312,449					
合計	339,096,522	191,811,434	147,285,088	9,327,809	137,957,279	4,442,340,542	

(注)令和5年度固定資産概要調書(令和5年1月1日現在)

定 価 格			筆 数					単位当たり価格	
法定免税点 未満のもの (ト) (千円)	法定免税点 以上のもの (チ)=(ハ)-(ト) (千円)	(チ)にかかる 課税標準額 (リ) (千円)	総筆数 (ヌ)=(ル)+(ヲ) (ヌ)	非課税地 筆 数 (ル)	評 価 総筆数 (ヲ)	法定免税 点未満の もの (ヅ)	法定免税 点以上の もの (カ)=(ヲ)-(ヅ)	平均価格 (ヨ)= $\frac{(ハ)}{(ニ)}$ (円/㎡)	最高価格 (ク) (円/㎡)
13,829	385,889	204,696	2,860	55	2,805	345	2,460	296	55,166
129,675	71,320,413	24,163,034	36,335	883	35,452	5,181	30,271	3,962	197,400
1,720,327	2,718,777,575	449,067,036	/	/	229,601	2,759	226,842	91,064	681,323
56,707	347,691,835	115,235,758	/	/	51,552	353	51,199	55,782	283,000
6,184	847,144,349	533,980,012	/	/	19,673	41	19,632	70,060	718,614
1,783,218	3,913,613,759	1,098,282,806	305,285	4,459	300,826	3,153	297,673	81,232	718,614
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	5,859	5,859	0	0	0	0	0
106,226	4,707,434	2,782,614	40,797	4,498	36,299	6,492	29,807	84	134,200
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,834	56,983	56,982	6,151	511	5,640	1,034	4,606	16	46
329	28,176,967	19,634,392	2,931	12	2,919	5	2,914	3,622	17,000
0	1,236,639	845,671	313	1	312	0	312	1,300	1,300
0	39,221,478	23,560,217	3,214	115	3,099	0	3,099	41,587	523,248
55,016	381,524,853	242,627,066	39,150	8,878	30,272	1,868	28,404	44,760	419,900
55,345	450,159,937	286,667,346	45,608	9,006	36,602	1,873	34,729	24,740	523,248
/	/	/	194,385	194,385	/	/	/	/	/
2,096,127	4,440,244,415	1,412,157,478	637,280	219,656	417,624	18,078	399,546	30,162	/

(4) 家屋に関する概要(令和5年度)

区 分		個人が所有する家屋			法人
		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数
棟 数	木 造	154,072	1,840	152,232	3,786
	木 造 以 外	37,711	287	37,424	9,324
	計	191,783	2,127	189,656	13,110
床 面 積	木 造	15,689,015	86,236	15,602,779	507,842
	木 造 以 外	10,929,147	5,348	10,923,799	9,183,680
	計 (㎡)	26,618,162	91,584	26,526,578	9,691,522
決 定 価 格	木 造	479,492,334	127,341	479,364,993	18,792,794
	木 造 以 外	546,742,142	32,572	546,709,570	484,181,593
	計 (千円)	1,026,234,476	159,913	1,026,074,563	502,974,387
単 位 当 り 価 格 ( ㎡ 当 り 円)	木 造	30,562	1,477	30,723	37,005
	木 造 以 外	50,026	6,091	50,048	52,722
	計 (円)	38,554	1,746	38,681	51,898

(注) 単位当たり価格＝決定価格÷床面積

(注) 令和5年度固定資産概要調書(令和5年1月1日現在)

非 課 税 家 屋	
棟 数	5,443
床 面 積 (㎡)	4,108,028

(注) 令和5年度固定資産概要調書(令和5年1月1日現在)

が 所 有 す る 家 屋		合 計		
法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
26	3,760	157,858	1,866	155,992
25	9,299	47,035	312	46,723
51	13,059	204,893	2,178	202,715
897	506,945	16,196,857	87,133	16,109,724
570	9,183,110	20,112,827	5,918	20,106,909
1,467	9,690,055	36,309,684	93,051	36,216,633
7,297	18,785,497	498,285,128	134,638	498,150,490
3,104	484,178,489	1,030,923,735	35,676	1,030,888,059
10,401	502,963,986	1,529,208,863	170,314	1,529,038,549
8,135	37,056	30,764	1,545	30,922
5,446	52,725	51,257	6,028	51,270
7,090	51,905	42,116	1,830	42,219

(5) 償却資産に関する概要(令和5年度)

種 類		決 定 価 格
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	110,544,446
	機 械 及 び 装 置	145,060,139
	船 舶	247,444
	航 空 機	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,890,685
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	132,838,824
	小 計 (ロ)	390,581,538
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	105,199,098
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,671
	小 計 (ハ)	105,203,769
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ニ)		0
合 計 (ロ) + (ハ) + (ニ)		495,785,307
同 上 内 訳	市 町 村 分 の 額	
	道 府 県 分 の 額	

(注) 令和5年度固定資産概要調書(令和5年1月1日現在)

市長が価格等を決定したもののうち課税標準の

区 分	法第349条の3 第 2 項 (ガス事業用資産)	法第349条の3 第 9 項 (日本放送協会)	法第349条の3 第 15 項 (宇宙航空研究 開発機構)	法第349条の3 第 19 項 (新エネルギー・産 業技術総合開 発機構)	法第349条の3 第 31 項 (国立研究開発 法人日本医療 研究開発機構)	法附則第15条 第 2 項 (公共の危害防 止施設等)	法附則第15条 第 2 項 1 号 (公共の危害防止 施設等【わがまち 特例適用分】)	法附則第15条 第 7 項 (低公害車燃料 等供給施設)
決 定 価 格	12,141	447,130	285,559	141,166	27,770	175,694	113,405	157,234
課 税 標 準 額	7,651	223,565	105,376	47,055	9,257	55,016	40,837	117,925

(注) 令和5年度固定資産概要調書(令和5年1月1日現在)

(単位:千円)

課税標準額	課税標準額の内訳	
	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ)以外のもの
110,289,516	145,835	110,143,681
139,406,916	456,836	138,950,080
247,444	0	247,444
0	0	0
1,890,685	0	1,890,685
132,544,307	97,464	132,446,843
384,378,868	700,135	383,678,733
100,289,606		
4,671		
100,294,277		
0		
484,673,145		
484,673,145		
0		

## 特例規定の適用を受けるもの

(単位:千円)

法附則第15条 第30項 (無電柱化)	法附則第15条 第32項 (特定事業所内保育 施設【わがまち特例 適用分】)	法附則第15条 旧第3項 (公害防止設備)	法附則第15条 旧第31項 (熱電併給型動 力発生装置)	法附則第15条 旧第41項 (先端設備等)	旧法附則第64条 (新型コロナ 先端設備等)
4,655	146,573	783	45,826	2,356,184	2,988,685
2,327	48,858	261	42,007	0	0

## (6) 土地・家屋価格等縦覧帳簿縦覧及び評価審査状況調

### ア. 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧、固定資産課税台帳閲覧状況

(単位:人)

年度	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧者数			固定資産課税 台帳閲覧者数
	土地のみ	家屋のみ	土地及び家屋	
R1	15	4	13	601
R2	5	5	12	471
R3	10	3	13	521
R4	5	0	18	552
R5	5	0	10	885

### イ. 評価審査状況

(単位:人、件)

年度	固定資産 の別	審査申出 人数	審査申出 件数	取 下	審査結果		
					却 下	認 容	棄 却
R1	土 地	-	-	-	-	-	-
	家 屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
R2	土 地	1	1	-	-	-	1
	家 屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	1	1	-	-	-	1
R3	土 地	2	2	-	-	-	2
	家 屋	1	1	-	-	1	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	3	3	-	-	1	2
R4	土 地	4	3	-	-	-	3
	家 屋	1	1	-	1	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	5	4	-	1	-	3
R5	土 地	-	-	-	-	-	-
	家 屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-

(注) 令和4年度までは完結、令和5年度は7月末時点の件数

## (7) 減免状況

(単位:件、円)

事由区分	R1		R2		R3		R4	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
生活保護	555	6,934,402	577	7,114,748	618	7,574,830	682	8,605,889
災 害	296	1,384,370	6	543,013	20	424,106	20	458,807
その他 (子どもの広場等)	2,083	255,759,764	2,047	250,551,058	2,026	252,270,384	2,054	256,429,279
計	2,934	264,078,536	2,630	258,208,819	2,664	260,269,320	2,756	265,493,975

(注) 各年度の決算額

## (8) 国有資産等所在市町村交付金

(単位:円)

年 度	区 分	台 帳 価 格			計	調 定 額
		土 地	家 屋	償 却 資 産		
R 1	国 有	14,054,912,982	3,728,948,440	24,280,541,838	42,064,403,260	485,738,500
	県 有 等	42,219,679,824	16,305,701,977	15,804,984,973	74,330,366,774	529,844,600
	計	56,274,592,806	20,034,650,417	40,085,526,811	116,394,770,034	1,015,583,100
R 2	国 有	14,070,926,455	4,120,070,250	23,620,259,682	41,811,256,387	478,513,400
	県 有 等	42,735,343,474	15,927,100,046	15,490,971,804	74,153,415,324	540,557,700
	計	56,806,269,929	20,047,170,296	39,111,231,486	115,964,671,711	1,019,071,100
R 3	国 有	14,251,595,796	4,675,373,711	22,973,432,637	41,900,402,144	472,949,000
	県 有 等	43,357,174,695	15,821,377,539	15,297,799,964	74,476,352,198	540,943,200
	計	57,608,770,491	20,496,751,250	38,271,232,601	116,376,754,342	1,013,892,200
R 4	国 有	14,366,681,516	4,451,238,385	22,321,753,171	41,139,673,072	462,488,400
	県 有 等	47,263,400,973	15,929,988,130	14,811,216,598	78,004,605,701	591,019,300
	計	61,630,082,489	20,381,226,515	37,132,969,769	119,144,278,773	1,053,507,700
R 5	国 有	14,525,341,303	4,239,050,002	21,687,507,890	40,451,899,195	452,926,400
	県 有 等	51,726,986,261	15,708,165,291	14,436,729,318	81,871,880,870	641,584,300
	計	66,252,327,564	19,947,215,293	36,124,237,208	122,323,780,065	1,094,510,700

(注) 令和4年度までは決算額、令和5年度は決算見込額



# 11. 軽自動車税

## (1) 調定額等の推移

### ア 種別割

(単位:台、千円、%)

区分		年度		R1		R2		R3		R4	
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額		
原動機付自転車	50 cc 以下	27,828	55,608	26,832	53,618	26,445	52,844	26,125	52,208		
	ミニカー	583	2,150	586	2,157	579	2,131	624	2,298		
	50 cc を超え 90 cc 以下	2,174	4,348	2,125	4,250	2,103	4,206	2,168	4,336		
	90 cc を超え 125 cc 以下	10,104	24,237	10,566	25,346	11,179	26,818	11,978	28,733		
	米軍	11	5	9	5	12	6	6	3		
	計	40,700	86,348	40,118	85,376	40,318	86,005	40,901	87,578		
軽自動車	二輪車	一般	9,822	35,337	9,929	35,723	10,139	36,483	10,525	37,868	
		米軍	13	13	11	11	10	10	7	7	
	三輪車		15	67	13	58	12	55	13	60	
	四輪車	乗用	一般	79,992	718,513	80,883	750,658	82,377	787,489	83,079	822,623
			米軍	131	393	159	477	165	495	175	525
		貨物	一般	24,331	115,979	24,417	118,041	24,605	120,383	24,684	122,153
			米軍	10	30	19	57	17	51	21	63
	計		114,314	870,332	115,431	905,025	117,325	944,966	118,504	983,299	
	小型特殊自動車	農耕用		1,476	2,952	1,440	2,880	1,449	2,898	1,456	2,912
		その他のもの		849	5,009	859	5,068	866	5,109	880	5,192
計		2,325	7,961	2,299	7,948	2,315	8,007	2,336	8,104		
二輪の小型自動車	一般		9,446	56,652	9,571	57,390	9,794	58,728	9,992	59,910	
	米軍		32	32	40	40	43	43	37	37	
	計		9,478	56,684	9,611	57,430	9,837	58,771	10,029	59,947	
合計	一般		166,620	1,020,852	167,221	1,055,189	169,548	1,097,144	171,524	1,138,293	
	米軍		197	473	238	590	247	605	246	635	
	計		166,817	1,021,325	167,459	1,055,779	169,795	1,097,749	171,770	1,138,928	
対前年度比		100.7	103.8	100.4	103.4	101.4	104.0	101.2	103.8		

(注)各年度の決算額

(注)表中米軍は「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例」等に基づき課税したもの

### イ 環境性能割

(単位:台、千円)

区分		年度		R1		R2		R3		R4	
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額		
三輪以上の軽自動車		674	11,478	2440	41,576	2,914	50,395	3,540	76,980		

## (2) 減免状況

(単位:件、円)

事由区分	R1		R2		R3		R4	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
身 体 障 害 者	1,821	15,959,200	1,862	16,972,300	1,869	17,398,800	1,879	18,101,200
そ の 他	152	1,059,800	168	1,231,500	164	1,204,900	168	1,436,800
合 計	1,973	17,019,000	2,030	18,203,800	2,033	18,603,700	2,047	19,538,000

(注)各年度の決算額

## 12. 市たばこ税

### (1) 調定額等の推移

(単位:千本、千円、%)

区 分		年 度	R1	R2	R3	R4
売 渡 し 本 数	旧 3 級 品 以 外		756,283	738,823	733,651	758,651
	旧 3 級 品		13,385	0	0	0
	計		769,668	738,823	733,651	758,651
調 定 額	旧 3 級 品 以 外		4,304,927	4,340,645	4,628,473	4,970,966
	旧 3 級 品		53,966	0	0	0
	計		4,358,893	4,340,645	4,628,473	4,970,966
対 前 年 度 比	売 渡 し 本 数		97.2	96.0	99.3	103.4
	調 定 額		102.0	99.6	106.6	107.4

(注)各年度の決算額

## 13. 特別土地保有税

※平成15年度以降課税停止(地方税法附則第31条)

## 14. 入湯税

※相模原市は、これまで課税実績がありません

# 15. 事業所税

## (1) 調定額等の推移

(単位:件、㎡、千円)

区 分		年 度			
		R1	R2	R3	R4
資 産 割	申 告 件 数	863	862	860	876
	事 業 所 床 面 積	5,860,170	5,723,500	5,966,278	6,107,613
	課 税 標 準 額	4,580,853	4,482,146	4,513,828	4,520,204
	調 定 額	2,750,281	2,698,446	2,715,103	2,724,553
従 業 者 割	申 告 件 数	150	155	156	162
	従 業 者 給 与 総 額	180,373,971	178,454,082	177,010,266	186,966,637
	課 税 標 準 額	167,954,502	166,225,853	164,662,283	171,897,413
	調 定 額	419,879	415,557	411,648	429,736
計	申 告 件 数	883	879	878	898
	調 定 額	3,170,160	3,114,003	3,126,751	3,154,289

(注)各年度の決算額

## (2) 減免状況

(単位:件、円)

区 分	年 度							
	R1		R2		R3		R4	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
指定自動車教習所	2	770,922	2	770,922	1	442,341	3	1,099,503
一般貸切旅客自動車運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類の保管倉庫	4	2,467,848	4	2,458,962	4	2,310,105	4	2,384,802
織物等の保管倉庫	2	1,415,268	2	1,415,268	2	1,415,268	2	1,415,268
農産業者の共同利用施設	1	1,105,380	1	907,812	1	1,056,576	1	1,062,414
旧中小企業進行事業団法	0	0	0	0	0	0	0	0
倉庫業の用に供する倉庫	26	40,183,985	31	45,994,031	31	47,552,444	35	46,564,068
タクシー事業の用に供するもの	2	641,652	1	837,249	1	1,050,877	1	904,857
果実飲料、炭酸飲料の保管倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0
家具の保管倉庫	6	1,224,837	5	1,022,136	6	1,238,037	6	1,140,363
ビルの室内清掃、設備管理	1	80,466	1	81,176	1	77,436	1	79,839
漬物の製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者が管理する公の施設	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙回収の事業に供する施設	4	1,321,152	4	1,321,152	3	1,267,152	3	1,267,152
その他市長が認める場合	0	0	0	0	0	0	0	0
計	48	49,211,510	51	54,808,708	50	56,410,236	56	55,918,266

(注)各年度の決算額

# 16. 都市計画税

## (1) 調定額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	R1		R2		R3		R4	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
土地	219,491	5,316,325	220,709	5,304,716	222,469	5,266,332	223,754	5,371,786
家屋		3,894,127		3,989,293		3,875,041		4,138,363
計	219,491	9,210,452	220,709	9,294,009	222,469	9,141,373	223,754	9,510,149

(注)各年度の決算額

(注)納税義務者数については、免税点未満を除く

## (2) 減免状況

(単位:件、円)

年度 事由区分	R1		R2		R3		R4	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
生活保護	337	1,352,437	351	1,334,538	401	1,522,611	438	1,718,099
災害	18	37,516	3	113,891	15	74,431	12	66,069
その他 (子どもの広場等)	1,157	34,890,646	1,141	33,947,554	1,101	34,439,061	1,066	32,959,790
計	1,512	36,280,599	1,495	35,395,983	1,517	36,036,103	1,516	34,743,958

(注)各年度の決算額

# 17. 市税に係る証明、閲覧件数等の調

(単位:件、円)

年度 区分		R1		R2		R3		R4	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税	市・県民税 課税証明	(1,672) 77,181	21,995,703	(2,842) 65,540	17,930,980	(4,105) 66,155	17,110,497	(6,409) 69,584	16,728,895
	法人所在・ 個人営業証明	210	63,000	(1) 182	54,300	(8) 185	53,100	(1) 179	53,400
固定資産	土地・家屋 評価証明	(104) 20,544	6,132,000	(147) 20,577	6,129,000	(165) 23,488	6,996,900	(105) 23,081	6,892,800
	土地・家屋 公課証明	(230) 10,174	2,983,200	(221) 9,476	2,776,500	(178) 10,966	3,236,400	(255) 11,342	3,326,100
	土地・家屋 名寄帳証明	(6) 3,444	1,031,400	(8) 3,504	1,048,800	(2) 3,752	1,125,000	(4) 4,336	1,299,600
	価格決定 通知	(8,524) 8,524	免除	(7,522) 7,522	免除	(7,413) 7,413	免除	(7,063) 7,063	免除
	住宅用 家屋証明	3,666	4,765,800	4,087	5,313,100	3,426	4,453,800	3,609	4,691,700
	閲 覧	(175) 680	151,500	(116) 495	113,700	(54) 436	114,600	(211) 565	106,200
	その他の証明	(1) 304	90,900	(2) 275	81,900	(2) 281	83,700	(8) 307	89,700
納税	納税証明	(11,271) 23,566	3,595,019	(11,733) 23,190	3,327,715	(11,781) 24,209	3,549,710	(9,911) 24,265	4,041,672
計		(21,983) 148,293	40,808,522	(22,592) 134,848	36,775,995	(23,708) 140,311	36,723,707	(23,967) 144,331	37,230,067

(注) ( )内の数字は手数料免除分

# 18. 地方譲与税

(単位:千円、%)

地方揮発油譲与税	年 度	R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
						R2	R3	R4
	譲与額	692,454	676,275	697,226	662,253	△ 2.3	3.1	△ 5.0
期別内訳	6月	193,049	233,929	216,795	185,429	21.2	△ 7.3	△ 14.5
	11月	291,029	205,988	219,391	272,047	△ 29.2	6.5	24.0
	3月	208,376	236,358	261,040	204,777	13.4	10.4	△ 21.6
自動車重量税	年 度	R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
						R2	R3	R4
	譲与額	949,271	940,473	952,274	950,585	△ 0.9	1.3	△ 0.2
期別内訳	6月	263,487	246,844	274,036	245,294	△ 6.3	11.0	△ 10.5
	11月	396,259	385,697	389,205	394,507	△ 2.7	0.9	1.4
	3月	289,525	307,932	289,033	310,784	6.4	△ 6.1	7.5
森林環境譲与税	年 度	R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
						R2	R3	R4
	譲与額	35,094	74,574	74,761	96,898	112.5	0.3	29.6
期別内訳	—	—	—	—	—	—	—	—
	9月	17,546	37,287	37,179	48,449	112.5	△ 0.3	30.3
	3月	17,548	37,287	37,582	48,449	112.5	0.8	28.9
石油ガス譲与税	年 度	R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
						R2	R3	R4
	譲与額	25,145	17,616	17,817	17,354	△ 29.9	1.1	△ 2.6
期別内訳	6月	6,516	5,798	4,577	4,089	△ 11.0	△ 21.1	△ 10.7
	11月	10,801	6,033	6,942	7,447	△ 44.1	15.1	7.3
	3月	7,828	5,785	6,298	5,818	△ 26.1	8.9	△ 7.6

# 19. 県税交付金

(単位:千円、%)

利子割交付金	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		66,085	66,107	55,091	38,491	0.0	△ 16.7	△ 30.1
期別内訳	8月	28,951	25,807	23,427	17,645	△ 10.9	△ 9.2	△ 24.7	
	12月	23,666	23,785	19,911	13,813	0.5	△ 16.3	△ 30.6	
	3月	13,468	16,515	11,753	7,033	22.6	△ 28.8	△ 40.2	
配当割交付金	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		609,602	558,491	820,426	774,032	△ 8.4	46.9	△ 5.7
期別内訳	8月	155,960	142,989	149,509	181,241	△ 8.3	4.6	21.2	
	12月	30,476	28,886	37,734	36,688	△ 5.2	30.6	△ 2.8	
	3月	423,166	386,616	633,183	556,103	△ 8.6	63.8	△ 12.2	
株式等譲渡所得割	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		366,837	660,546	1,043,778	593,238	80.1	58.0	△ 43.2
期別内訳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3月	366,837	660,546	1,043,778	593,238	80.1	58.0	△ 43.2	
分離課税交付金	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		140,957	104,116	140,228	114,325	△ 26.1	34.7	△ 18.5
期別内訳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3月	140,957	104,116	140,228	114,325	△ 26.1	34.7	△ 18.5	
法人事業税交付金	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		—	550,755	1,074,508	1,404,137	皆増	95.1	30.7
期別内訳	8月	—	342,452	521,191	740,536	皆増	52.2	42.1	
	12月	—	82,297	209,197	241,936	皆増	154.2	15.6	
	3月	—	126,006	344,120	421,665	皆増	173.1	22.5	

(単位:千円、%)

地方消費税交付金	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		11,789,344	14,455,544	15,787,089	16,546,722	22.6	9.2	4.8
期別内訳	6月	3,067,283	3,303,310	3,120,920	3,959,503	7.7	△ 5.5	26.9	
	9月	3,818,295	4,878,463	5,237,297	4,817,773	27.8	7.4	△ 8.0	
	12月	1,633,625	2,605,285	3,323,686	3,326,000	59.5	27.6	0.1	
	3月	3,270,141	3,668,486	4,105,186	4,443,446	12.2	11.9	8.2	
グループ場 利用税金	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		155,426	141,585	158,959	163,593	△ 8.9	12.3	2.9
期別内訳	8月	67,252	48,161	64,340	69,044	△ 28.4	33.6	7.3	
	12月	51,201	51,213	52,754	54,902	0.0	3.0	4.1	
	3月	36,973	42,211	41,865	39,647	14.2	△ 0.8	△ 5.3	
自動車取得税	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		539,684	421	91	4,187	△ 99.9	△ 78.4	4,501.1
期別内訳	8月	334,400	156	91	—	皆減	—	—	
	12月	205,284	—	—	—	皆減	—	—	
	3月	—	265	—	4,187	—	—	—	
環境性能割	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		209,335	430,299	457,929	570,026	105.6	6.4	24.5
期別内訳	8月	—	107,651	144,425	170,172	皆増	34.2	17.8	
	12月	53,996	149,053	124,776	184,467	176.0	△ 16.3	47.8	
	3月	155,339	173,595	188,728	215,387	11.8	8.7	14.1	
軽油引取税	年 度		R1	R2	R3	R4	前 年 度 比		
							R2	R3	R4
	交 付 額		3,228,224	3,082,152	3,124,406	3,047,960	△ 4.5	1.4	△ 2.4
期別内訳	8月	1,307,131	1,292,109	1,285,410	1,241,959	△ 1.1	△ 0.5	△ 3.4	
	12月	1,087,033	1,009,525	1,050,741	1,031,739	△ 7.1	4.1	△ 1.8	
	3月	834,060	780,518	788,255	774,262	△ 6.4	1.0	△ 1.8	



## 20. 過誤納金還付・充当処理状況 (令和4年度)

(単位:件、円)

区分	税目	本税		延滞金		加算金		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
歳入	市・県民税	15,697	290,587,294	194	1,718,480	13	19,200	15,891	292,305,774
	法人市民税	1,237	99,396,566	14	44,800	59	170,100	1,251	99,441,366
	固定資産税 都市計画	2,544	107,865,039	66	542,440	6	167,200	2,610	108,407,479
	軽自動車税	505	2,823,489	4	5,500	0	0	509	2,828,989
	市たばこ税	1	35,705	0	0	0	0	1	35,705
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	30	15,943,544	0	0	1	1,200	30	15,943,544
	計	20,014	516,651,637	278	2,311,220	79	357,700	20,292	518,962,857
歳出	市・県民税	6,164	196,195,486	84	389,953	67	165,100	6,328	196,769,739
	法人市民税	1,169	76,132,500	7	84,600	68	292,200	1,303	76,679,400
	固定資産税 都市計画	768	31,534,838	28	47,300	111	528,900	913	32,278,238
	軽自動車税	154	742,000	7	12,600	0	0	161	754,600
	市たばこ税	2	78	0	0	0	0	2	78
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	18	15,060,700	0	0	3	3,600	22	15,065,500
	返還金	41	22,165,800	1	34,700	41	10,559,930	83	32,760,430
計	8,316	341,831,402	127	569,153	290	11,549,730	8,812	354,307,985	
合計	市・県民税	21,861	486,782,780	278	2,108,433	80	184,300	22,219	489,075,513
	法人市民税	2,406	175,529,066	21	129,400	127	462,300	2,554	176,120,766
	固定資産税 都市計画	3,312	139,399,877	94	589,740	117	696,100	3,523	140,685,717
	軽自動車税	659	3,565,489	11	18,100	0	0	670	3,583,589
	市たばこ税	3	35,783	0	0	0	0	3	35,783
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所税	48	31,004,244	0	0	4	4,800	52	31,009,044
	返還金	41	22,165,800	1	34,700	41	10,559,930	83	32,760,430
計	28,330	858,483,039	405	2,880,373	369	11,907,430	29,104	873,270,842	

(注) 歳入の加算金は、歳出の合計に含まれる

## 21. 督促状発付状況調 (令和4年度)

(単位:件、%、千円)

税目		区分 期	発付件数	発付割合	発付税額	発付割合
市 ・ 県 民 税	普通徴収	1	13,388	15.3	420,087	10.9
		2	14,819	17.3	508,991	12.5
		3	16,291	19.0	597,136	13.9
		4	17,244	18.8	726,198	15.0
		随時	1,791	23.9	131,824	26.9
		小計	63,533	17.7	2,384,236	13.6
	特別徴収	19,311	3.4	592,641	1.0	
法人市民税			915	4.5	42,873	0.7
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	1	14,552	5.8	422,920	3.4	
	2	16,801	6.7	496,401	4.2	
	3	16,823	6.7	498,413	4.1	
	4	13,020	5.2	388,473	3.2	
	随時	223	12.4	15,199	41.3	
	小計	61,419	6.1	1,821,406	3.7	
固定資産税 (償却資産)	1	141	2.1	9,521	0.6	
	2	169	2.4	5,584	0.3	
	3	175	2.4	5,039	0.3	
	4	160	2.2	5,927	0.3	
	随時	60	15.6	4,103	4.8	
	小計	705	2.5	30,174	0.4	
軽自動車税			17,181	10.1	106,277	9.3
市たばこ税			2	2.1	28,757	0.0
特別土地保有税			0	0.0	0	0.0
事業所税			23	2.6	33,408	1.1
合計			163,089	7.6	5,039,772	3.4

## 22. 差押・参加差押処分状況調 (令和4年度)

(単位:件、円)

区 分		差 押		参 加 差 押		計	
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
不 動 産 ・ 動 産	前年からの繰越	5,663	266,779,545	7,053	349,359,839	12,716	616,139,384
	執 行	1,203	123,773,250	851	132,364,021	2,054	256,137,271
	解 除	1,270	114,177,924	860	31,698,517	2,130	145,876,441
	翌年へ繰越	5,596	276,374,871	7,044	450,025,343	12,640	726,400,214
債 貯 金 等 の 他	前年からの繰越	1,078	67,331,536			1,078	67,331,536
	執 行	3,918	310,079,957			3,918	310,079,957
	解 除	4,161	263,552,989			4,161	263,552,989
	翌年へ繰越	835	113,858,504			835	113,858,504
	前年からの繰越	6,810	469,015,622			6,810	469,015,622
	執 行	6,745	437,553,380			6,745	437,553,380
	解 除	6,523	364,467,085			6,523	364,467,085
	翌年へ繰越	7,032	542,101,917			7,032	542,101,917
計	前年からの繰越	13,551	803,126,703	7,053	349,359,839	20,604	1,152,486,542
	執 行	11,866	871,406,587	851	132,364,021	12,717	1,003,770,608
	解 除	11,954	742,197,998	860	31,698,517	12,814	773,896,515
	翌年へ繰越	13,463	932,335,292	7,044	450,025,343	20,507	1,382,360,635

## 23. 徴収猶予状況調 (令和4年度)

(単位:件、円)

法 第 15 条 第 1 項										法第15条 第2項		累 計	
第 1 号 〔災害、盗難に あったとき〕		第 2 号 〔病気、負傷 したとき〕		第 3 号 〔事業廃止・休止 したとき〕		第 4 号 〔事業に著しい 損失を受けたとき〕		第 5 号 〔第1号～第4号に 類するとき〕		〔課税遅延が あったとき〕			
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
0	0	2	343,100	0	0	0	0	2	1,148,700	0	0	4	1,491,800

## 24. 換価猶予状況調 (令和4年度)

(単位:件、円)

法 第 15 条 の 5 第 1 項						累 計	
第 1 号 〔事業、生活の維持を 困難にする恐れがあるとき〕			第 2 号 〔徴収上有利であるとき〕				
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
51	33,126,211	2	235,100	53	33,361,311		

## 25. 公売処分状況調 (令和4年度)

(単位:件、円)

区 分	対 象 件 数	公 売 実 績	
		件 数	換 価 代 金
不 動 産	7	5	50,116,856
動 産	0	0	0
計	7	5	50,116,856

## 26. 不納欠損処分状況調 (令和4年度)

事由別不納欠損額調

(単位:件、円)

区 分 税 目	執行停止による納税義務消滅				時 効 完 成				合 計	
	法第15条の7第4項 〔執行停止後 3年経過のもの〕		法第15条の7第5項 〔即時消滅に よるもの〕		法 第 18 条 〔執行停止処分が されていたもの〕		〔消滅時効に よるもの〕			
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
市 民 税	378	20,760,260	322	25,025,344	292	16,152,609	1,062	38,812,509	2,054	100,750,722
個 人	370	20,401,260	310	24,610,921	289	15,792,609	1,006	36,145,209	1,975	96,949,999
法 人	8	359,000	12	414,423	3	360,000	56	2,667,300	79	3,800,723
固 定 資 産 税	42	2,692,921	56	3,981,621	22	1,663,700	443	12,668,700	563	21,006,942
土 地・家 屋	42	2,692,921	51	3,235,766	22	1,663,700	430	12,126,300	545	19,718,687
償 却 資 産	0	0	5	745,855	0	0	13	542,400	18	1,288,255
軽 自 動 車 税	115	580,600	75	399,200	106	518,900	821	3,965,370	1,117	5,464,070
市 た ば こ 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 業 所 税	0	0	0	0	0	0	2	1,380,900	2	1,380,900
都 市 計 画 税	42	649,713	48	396,418	22	401,400	430	2,925,671	542	4,373,202
計	535	24,683,494	453	29,802,583	420	18,736,609	2,328	59,753,150	3,736	132,975,836

(注)都市計画税の件数は、固定資産税(土地・家屋)の内数

## 27. 市税納付方法別利用状況調 (令和4年度)

### (1) 利用件数

(単位:件、%)

区分 税目	窓口納付	ペイジー 納付	コンビニ納付	クレジット カード納付	スマートフォン 決済での納付	口座振替	税目計
市・県民税 (普通徴収)	49,886 (17.6)	19,697 (6.9)	152,545 (53.7)	4,654 (1.6)	13,678 (4.8)	43,596 (15.4)	284,056 (100.0)
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	109,145 (17.6)	31,477 (5.1)	223,053 (36.1)	9,096 (1.5)	24,064 (3.9)	221,417 (35.8)	618,252 (100.0)
固定資産税 (償却資産)	7,613 (47.6)	1,390 (8.7)	1,749 (10.9)	110 (0.7)	65 (0.4)	5,059 (31.7)	15,986 (100.0)
軽自動車税	37,382 (22.1)	6,604 (3.9)	103,272 (61.0)	2,084 (1.2)	8,715 (5.1)	11,341 (6.7)	169,398 (100.0)
納付方法計	204,026 (18.7)	59,168 (5.4)	480,619 (44.2)	15,944 (1.5)	46,522 (4.3)	281,413 (25.9)	1,087,692 (100.0)

(注) ( )内の数字は各税目における区分ごとの構成比

### (2) 利用金額

(単位:円、%)

区分 税目	窓口納付	ペイジー 納付	コンビニ納付	クレジット カード納付	スマートフォン 決済での納付	口座振替	税目計
市・県民税 (普通徴収)	5,875,140,998 (33.5)	1,969,425,703 (11.2)	5,094,659,787 (29.1)	287,741,242 (1.7)	476,885,226 (2.7)	3,816,321,346 (21.8)	17,520,174,302 (100.0)
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	21,315,005,912 (43.5)	3,907,375,032 (8.0)	8,103,472,664 (16.5)	537,114,297 (1.1)	1,013,239,609 (2.1)	14,132,082,200 (28.8)	49,008,289,714 (100.0)
固定資産税 (償却資産)	4,169,902,468 (60.8)	643,731,134 (9.4)	56,956,800 (0.8)	6,732,600 (0.1)	1,851,700 (0.0)	1,985,709,200 (28.9)	6,864,883,902 (100.0)
軽自動車税	253,606,467 (22.3)	43,503,830 (3.8)	695,152,462 (61.2)	14,167,200 (1.3)	53,712,320 (4.7)	75,898,100 (6.7)	1,136,040,379 (100.0)
納付方法計	31,613,655,845 (42.4)	6,564,035,699 (8.8)	13,950,241,713 (18.7)	845,755,339 (1.1)	1,545,688,855 (2.1)	20,010,010,846 (26.9)	74,529,388,297 (100.0)

(注) ( )内の数字は各税目における区分ごとの構成比

(注) 全期前納納付及び複数期合算納付は1件として集計

(注) 過誤納及び延滞金を含む納付額全額を集計

## 28. 延滞金等収入状況

(単位:円)

年度 区分	R1	R2	R3	R4
延滞金及び 加算金収入	299,993,233	235,747,425	198,777,860	175,412,322

## 参 考 资 料

## 29. 市税の税率等（令和5年度分）

税目	賦課期日	納税義務者	税 率																
市 民 税	1月1日	○ 区内に住所を有する個人 ○ 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有しない者	均等割 3,500円（うち防災・減災事業のための税制措置分 500円） 所得割 8/100																
		○ 区内に事務所、事業所、寮等を有する法人 ○ 区内に事務所、事業所を有する法人課税信託の受託者	均等割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共法人及び公益法人等（地方税法の規定により均等割非課税のもの以外）</li> <li>・人格のない社団等（収益事業を行うもの）</li> <li>・資本金の額及び出資金の額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社以外）</li> <li>・資本金等の額1,000万円以下で区内従業者数50人以下</li> </ul> 5万円 ○ 資本金等の額1,000万円以下 区内従業者数50人超 12万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 区内従業者数50人以下 13万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 区内従業者数50人超 15万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 区内従業者数50人以下 16万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 区内従業者数50人超 40万円 ○ 資本金等の額10億円超 区内従業者50人以下 41万円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 区内従業者数50人超 175万円 ○ 資本金等の額50億円超 区内従業者数50人超 300万円 ※「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とする。  法人税割 資本金等の額 5億円未満 6/100 5億円以上10億円未満 7.2/100 10億円以上 8.4/100																
固定資産税	1月1日	土地、家屋、償却資産の所有者	1.4/100																
都市計画税		市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者	0.3/100																
軽自動車税	4月1日	三輪以上の軽自動車を取得した者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等、令和12年度燃費基準達成+75%達成</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準+60%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準+55%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> ※左記基準に加えて一定の排出ガス性能が必要	区 分	税 率		自家用	営業用	電気自動車等、令和12年度燃費基準達成+75%達成	非課税	非課税	令和12年度燃費基準+60%達成	1.0%	0.5%	令和12年度燃費基準+55%達成	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%
		区 分	税 率																
自家用	営業用																		
電気自動車等、令和12年度燃費基準達成+75%達成	非課税	非課税																	
令和12年度燃費基準+60%達成	1.0%	0.5%																	
令和12年度燃費基準+55%達成	2.0%	1.0%																	
上記以外		2.0%																	
種別割	所有者又は使用者	○ 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円 ○ 軽二輪車 250cc以下 3,600円 ○ 二輪の小型自動車 250cc超 6,000円 ○ 小型特殊自動車 農耕用 2,000円 その他 5,900円 ○ 三輪以上の軽自動車(区分A～Fの詳細は、備考欄参照) 三輪 A3,900円 B3,100円 C4,600円 D1,000円 E2,000円 F3,000円 (※E及びFは営業用・乗用車に限る) 四輪 乗用 営業用 A6,900円 B5,500円 C8,200円 D1,800円 E3,500円 F5,200円 四輪 乗用 自家用 A10,800円 B7,200円 C12,900円 D2,700円 四輪 貨物 営業用 A3,800円 B3,000円 C4,500円 D1,000円 四輪 貨物 自家用 A5,000円 B4,000円 C6,000円 D1,300円 ○ アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等 ・原動機付自転車 500円 ・二輪の小型自動車 1,000円 ・軽自動車三輪又は二輪 1,000円 ・四輪以上 3,000円																	
市たばこ税		たばこの卸売販売業者等	売渡し本数1,000本につき、6,552円																
事業所税		事業を行う者	○ 資産割 事業所床面積1㎡当たり 600円 ○ 従業者割 従業者給与総額 0.25/100																
入湯税		入湯客	入湯客1人1日150円																

徴収方法及び納期	備考						
普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日(ただし、均等割額以下の場合は、) 4期 翌年1月1日～1月31日(6月1日～6月30日) 給与特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで(ただし、均等割額以下の場合は、7月10日) 公的年金等特別徴収 年金保険者が、支給される老齢基礎年金等から徴収し、徴収月の翌月10日までに納入	(課税標準額) 総所得金額等－所得控除額						
申告納付 原則として事業年度終了の日の翌日から2月以内	(均等割) 政令指定都市への移行により、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から区ごとに算定						
普通徴収 1期 5月1日～5月31日 2期 7月1日～7月31日 3期 9月1日～10月2日 4期 12月1日～12月25日	(免税点) 同一人が同一区内に所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が次の場合 <table border="1" data-bbox="890 1216 1251 1303"> <tr> <td>土地</td> <td>30万円未満</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円未満</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円未満</td> </tr> </table>	土地	30万円未満	家屋	20万円未満	償却資産	150万円未満
土地	30万円未満						
家屋	20万円未満						
償却資産	150万円未満						
県が賦課徴収を行う	(燃費基準) 電気自動車等を除き、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの						
普通徴収 5月11日～5月31日	(三輪、四輪の軽自動車の区分A～F) A 初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両【標準税率】 B 初度検査年月が平成27年3月31日以前で13年を経過していない車両【旧税率】 C 初度検査年月が平成22年3月31日以前【経年車重課】 D～F 初度検査年月が令和4年4月1日～令和5年3月31日の車両のうち、一定の環境性能を有する車両は標準税率(A)から(D)75%、(E)50%、(F)25%軽減の適用車両(最初の1年度のみ)【グリーン化特例(軽課)】						
申告納付 毎月翌月末日まで							
申告納付 法人・事業年度終了の日から2月以内 個人・翌年3月15日まで	・(免税点) <table border="1" data-bbox="938 1912 1161 1973"> <tr> <td>資産割</td> <td>1,000㎡以下</td> </tr> <tr> <td>従業者割</td> <td>100人以下</td> </tr> </table> ・平成15年度から新增設に係る事業所税の廃止	資産割	1,000㎡以下	従業者割	100人以下		
資産割	1,000㎡以下						
従業者割	100人以下						
申告納付 毎月翌月15日まで	課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)の公衆浴場(一般公衆浴場を除く)に入湯する者						



### 30. 税率の変遷（平成15年度以降）

税目		年度		平成15	16	17	18	
市 民 税 人	個人	均等割		3,000円	3,000円、 生計を一にする妻 1,500円		3,000円	
		所得割		200万円以下の金額		3/100		
				200万円を超える金額		8/100		
			700万円	//	10/100			
	法人	均等割	○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超		300万円		○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超	300万円
			○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超		175万円		○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超	175万円
			○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下		41万円		○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下	41万円
			○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人超		40万円		○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超	40万円
			○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人以下		16万円		○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下	16万円
			○ 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人超		15万円		○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超	15万円
○ 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人以下				13万円		○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下	13万円	
○ 資本金等の額1千万円以下 従業者50人超		12万円		○ 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超	12万円			
		○ その他 (平成6.4.1以後終了事業年度から)		5万円		○ 上記に掲げる法人以外の法人等 (平成18.4.1以後開始の事業年度から)	5万円	
	法人税割 <small>(特例措置後の 実質税率 による。)</small>	資本等の金額	5億円未満	12.3/100				
			5億円以上10億円未満	13.5/100				
			10億円以上	14.7/100				
固定資産税				1.4/100				
軽自動車税		○ 原動機付自転車		50cc以下	1,000円	○ 軽自動車		
				90cc以下	1,200円	二輪		
				90cc超	1,600円	三輪		
		○ 小型特殊自動車		ミニカー	2,500円	四輪以上		
				○ 農耕用	1,000円	乗用		
				○ その他	4,700円	〔営業用 5,500円		
				○ 二輪の小型自動車	4,000円	〔自家用 7,200円		
						〔営業用 3,000円		
						〔自家用 4,000円		
市たばこ税		平成15年7月から1,000本につき 2,977円(旧3級品は1,412円)				平成18年7月から1,000本につき3,298円(旧3級品は1,564円)		
特別土地保有税		平成15年度以降新たな課税の停止						
事業所税		資産割(1㎡につき600円)		従業者割(従業者給与総額の0.25/100)				
都市計画税		0.3/100						
入湯税				1人1日150円				

19・20・21	22	23・24	25	26	27
				3,500円(うち防災・減災事業のための税制措置分500円)	
一律 6/100					
<p>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等 (収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人以下</p> <p>○ 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 ○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 ○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円 (平成20.4.1以後開始の事業年度から)</p>			<p>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等 (収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人以下</p> <p>○ 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 ○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 ○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円</p> <p>※「資本金等の額」を「(資本+資本準備金)の額」が上回る場合、 「資本金等の額」を「(資本+資本準備金)の額」に読み替える (H27.4.1に開始する事業年度より)</p>		
			<p>〔平成26年10月1日以降に開始する事業年度から〕</p> <p>資本等の金額</p> <p>5億円未満 9.7/100 5億円以上10億円未満 10.9/100 10億円以上 12.1/100</p>		
			<p>○軽自動車のうち</p> <p>三輪 3,900円(※)</p> <p>四輪以上 乗用 { 営業用6,900円(※) 自家用10,800円(※)</p> <p>貨物用 { 営業用3,800円(※) 自家用5,000円(※)</p> <p>(※)平成27年4月1日に新規検査を受けた車両のみ適用</p>		
平成22年10月から 1,000本につき4,618円 (旧3級品は2,190円)		平成25年4月から1,000本につき5,262円(旧3級品は2,495円)			

税率の変遷（続き）

税目		年度	28	29	30	令和元
市 民 税 人	個人	均等割				
	個人		一律8/100			
	法人	均等割				
	法人	法人税割 (特例措置後の実質税率による。)				
固定資産税						
軽自動車税	<p>○原動機付自転車 ○小型特殊自動車                      50cc以下 2,000円 農耕用 2,000円                      90cc以下 2,000円 その他 5,900円                      90cc超 2,400円 ○二輪の小型自動車 6,000円                      ミニカー 3,700円</p> <p>○小型特殊自動車                      農耕用 2,000円                      その他 5,900円</p> <p>○二輪の小型自動車 6,000円</p> <p>○軽自動車(三輪、四輪の軽自動車の区分A～Fについては、45ページの備考欄参照)                      二輪 3,600円                      三輪 A3,900円 B3,100円 C4,600円 D1,000円 E2,000円 F3,000円                      四輪 乗用 営業用 A6,900円 B5,500円 C8,200円 D1,800円 E3,500円 F5,200円                      自家用 A10,800円 B7,200円 C12,900円 D2,700円 E5,400円 F8,100円                      貨物 営業用 A3,800円 B3,000円 C4,500円 D1,000円 E1,900円 F2,900円                      自家用 A5,000円 B4,000円 C6,000円 D1,300円 E2,500円 F3,800円                      (アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等)</p> <p>○原動機付自転車 500円 ○二輪の小型自動車 1,000円                      ○軽自動車三輪又は二輪 1,000円 ○四輪以上 3,000円</p>				<p>(令和元年10月1日から)自動車取得税(県税)が廃止され、軽自動車取得時に課税される「環境性能割」が創設され市税となる。</p> <p>(当分の間、県が賦課徴収)なお、従来の軽自動車税は「種別割」という名称となる。</p>	
市たばこ税	平成28年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は2,925円)	平成29年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は3,355円)	平成30年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は4,000円)	平成30年10月から 1,000本につき5,692円 (旧3級品は4,000円)	令和元年10月から 1,000本につき5,692円 ※旧3級品の区分は廃止、 旧3級品以外の税率と同一	
特別土地保有税						
事業所税						
都市計画税						
入湯税						

	2	3	4
--	---	---	---

--	--	--	--

資本金等の額			
5億円未満		6/100	
5億円以上10億円未満		7.2/100	
10億円以上		8.4/100	

環境性能割の税率

【令和元年度・2年度】			税率
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車など			非課税
ガソリン車・ハイブリッド車	令和2年度基準	+20%達成	
		+10%達成	
達成			1%
上記以外の車			2%

【令和3年度・4年度】			税率
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車など			非課税
ガソリン車・ハイブリッド車	令和12年度基準	85%達成	
		75%達成	
60%達成			1%
上記以外の車か令和2年度基準未達成車			2%

※上記基準に加えて一定の排出ガス性能が必要

※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、税率を1%分軽減する臨時的軽減措置が令和3年12月まで延長

	令和2年10月から 1,000本につき6,122円	令和3年10月から 1,000本につき6,552円
--	------------------------------	------------------------------

--	--	--	--

### 31. 市民税（個人）所得控除額等の推移（平成15年度以降）

区分		年度	平成15	16
所得	金額	給与所得控除	(1) 180万円以下 …収入金額×40%（最低控除額65万円） (2) 180万円超 360万円以下 …収入金額×30%+180,000円 (3) 360万円超 660万円以下 …収入金額×20%+540,000円 (4) 660万円超 1,000万円以下 …収入金額×10%+1,200,000円 (5) 1,000万円超 …収入金額×5%+1,700,000円 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。	
		公的年金等控除	◎65歳以上 (1) 260万円以下 1,400,000円 (2) 260万円超460万円以下 収入金額×25%+750,000円 (3) 460万円超820万円以下 収入金額×15%+1,210,000円 (4) 820万円超 収入金額×5%+2,030,000円 ◎65歳未満 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超410万円以下 収入金額×25%+375,000円 (3) 410万円超770万円以下 収入金額×15%+785,000円 (4) 770万円超 収入金額×5%+1,555,000円	
		専従者控除 (青色) (白色)	適正な給与の支給額 配偶者86万円(最高) その他50万円(最高)	
所得	控除	雑損	次のいずれか多い金額 ① 損失額-補てん額-総所得金額等×10% ② 災害関連支出金額-補てん額-5万円	
		医療費	支払った医療費-補てん額-総所得金額等×5% 又は 10万円のいずれか低い金額 (限度額200万円)	
		社会保険料	支払った保険料の額	
		小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額	
		生命保険料	①生命保険料だけの場合 ②個人年金保険料だけの場合 15,000円以下:全額 ①と同様 15,000円超 40,000円以下:支払保険料×1/2+7,500円 ③両方の場合 40,000円超 70,000円以下:支払保険料×1/4+17,500円 ①と②の合計額 70,000円超:35,000円	
		地震(損害)保険料	①短期損害保険料だけの場合 ②長期損害保険料だけの場合 ③両方の場合 1,000円以下:全額 5,000円以下:全額 ①と②の合計額 1,000円超3,000円以下 5,000円超15,000円以下 (限度額1万円) 支払保険料×1/2+500円 支払保険料×1/2+2,500円 3,000円超:2,000円 15,000円超:10,000円	
		寄附金	次のいずれか低い金額 ① 寄附金の合計額-10万円 ② 合計所得金額×25%-10万円	
		障害者	26万円 特別障害者 30万円	
		老年者・寡婦(夫)・勤労学生	老年者 48万円 寡婦(夫) 26万円 特定の寡婦 30万円 勤労学生 26万円	
		配偶者	配偶者 33万円 (同居特別障害者の場合56万円) 老人配偶者 38万円 (同居特別障害者の場合61万円)	
所得	控除	配偶者特別	①配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 合計所得金額 10万円未満 :33万円 " 10万円以上 :30万円-(合計所得金額-5万円) ②配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 合計所得金額 45万円未満 :33万円 " 45万円以上75万円未満 :38万円-(合計所得金額-38万円) " 75万円以上76万円未満 :3万円	
		扶養	扶養親族 33万円 特定扶養親族 45万円 老人扶養親族 38万円 同居老親等扶養親族 45万円 (同居特別障害者の場合、それぞれ23万円加算)	
参考	税額控除	基礎	33万円	
		障・老・未・寡の非課税の範囲	合計所得金額が125万円以下	
		調整控除	-	
給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税	3,842,000円(12~15年分)		3,250,000円(16~22年分)
	市民税	3,250,000円		

17	18	19	20	21	22	23
	◎65才以上 (1)330万円未満 1,200,000円 (3)410万円以上770万円未満 収入金額×15%+785,000円 ◎65才未満 (1)130万円未満 700,000円 (3)410万円以上770万円未満 収入金額×15%+785,000円	(2)330万円以上410万円未満 (4)770万円以上	収入金額×25%+375,000円 収入金額×5%+1,555,000円			
			損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設 地震:支払い金額1/2を控除 5万円超 2万5千円 長期損害保険料は、今までのとおり。ただし、地震と長期損保がある場合、地震と長期損保の合計額 限度額2万5千円			
						税額控除へ
	老年者控除の廃止					
配偶者が控除対象配偶者に該当する場合、 配偶者特別控除の廃止						
	老年者非課税措置の廃止 (ただし、経過措置として、平成17年1月1日現在で65歳に達していた者で合計所得金額が125万円以下の場合には、3分の1の額で課税。)	老年者非課税措置の廃止 (ただし、経過措置として、平成17年1月1日現在で65歳に達していた者で合計所得金額が125万円以下の場合には、3分の2の額で課税。)	老年者非課税措置の廃止			
					寄附金のうち、5,000円を超える部分について、一定額を控除。	
		調整控除の設置 所得税から住民税への税源移譲に伴い、所得税と住民税との人的控除の差により生ずる、税負担の増分を住民税所得割額から控除する。				
3,250,000円 (16～22年分)						
2,700,000円						

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区分	年度	24	25	26	27
所得金額	給与所得控除			(1) 180万円以下 …収入金額×40% (最低控除額65万円) (2) 180万円超 360万円以下 …収入金額×30%+180,000円 (3) 360万円超 660万円以下 …収入金額×20%+540,000円 (4) 660万円超 1,000万円以下 …収入金額×10%+1,200,000円 (5) 1,000万円超 1,500万円以下 …収入金額×5%+1,700,000円 (6) 1,500万円超 …245万円  (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。	
	公的年金等控除				
	専従者控除 (青色) (白色)				
所得控除	雑損				
	医療費				
	社会保険料				
	小規模企業共済等掛金				
	生命保険料			I 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等 ・12,000円以下:全額 ・12,000円超32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円 ・32,000円超56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 ・56,000円超:28,000円 ①生命保険料②介護医療保険料 ③個人年金保険料について、それぞれ上記により計算し合計した額 (合計適用限度額:70,000円)  II 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 ・15,000円以下:全額 ・15,000円超40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 ・40,000円超70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 ・70,000円超:35,000円 ①生命保険料②個人年金保険料について、それぞれ上記により計算し合計した額 (合計適用限度額:70,000円)  III IとIIの両方で生命保険料又は個人年金保険料の控除の適用を受ける場合 ・I、IIそれぞれの計算式で求めた金額の合計額 (各控除の限度額:28,000円 合計適用限度額:70,000円)	
	地震保険料				
	障害者	26万円	特別障害者 30万円	同居特別障害者 53万円	
	寡婦(夫)・勤労学生				
	配偶者			同居特別障害の加算金を、障害者控除へ移行	
	配偶者特別				
扶養			16歳未満の扶養控除(年少扶養控除)の廃止 特定扶養控除の上乗せ部分(17歳以上19歳未満)の廃止 同居特別障害の加算金を、障害者控除へ移行		
基礎					
参考	障・未・寡の非課税の範囲				
	税額控除	寄附金控除		寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定額を控除。	
		調整控除			
給与所得に係る課税最低限(夫婦2人)	所得税	2,616,000円(23~24年分)		2,616,000円(25~26年分)	
	市民税			2,150,000円	

28	29
	(1) 180万円以下 …収入金額×40% (最低控除額65万円) (2) 180万円超 360万円以下 …収入金額×30%+180,000円 (3) 360万円超 660万円以下 …収入金額×20%+540,000円 (4) 660万円超 1,000万円以下 …収入金額×10%+1,200,000円 (5) 1,000万円超 1,200万円以下 …収入金額×5%+1,700,000円 (6) 1,200万円超 …230万円
	(注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。
	・ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設     ・特例控除の上限が所得割額の2割となる
	2,854,000円(27～29年分)
	2,345,000円



市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区分	年度	30	
所得金額	給与所得控除	(1) 180万円以下 …収入金額×40% (最低控除額65万円) (2) 180万円超 360万円以下 …収入金額×30%+180,000円 (3) 360万円超 660万円以下 …収入金額×20%+540,000円 (4) 660万円超 1,000万円以下 …収入金額×10%+1,200,000円 (5) 1,000万円超 …220万円 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。	
	公的年金等控除		
	専従者控除 (青色) (白色)		
所得控除	雑損		
	医療費	医療費控除の特例として、セルフメディケーション税制の創設	
	社会保険料		
	小規模企業共済等掛金		
	生命保険料		
	地震保険料		
	障害者		
	寡婦(夫)・勤労学生		
	配偶者		
	配偶者特別		
参考	扶養基礎		
	障・未・寡の非課税の範囲		
	税額控除	寄附金控除	
		調整控除	
考	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税	2,854,000円(27~29年分)
		市民税	2,345,000円

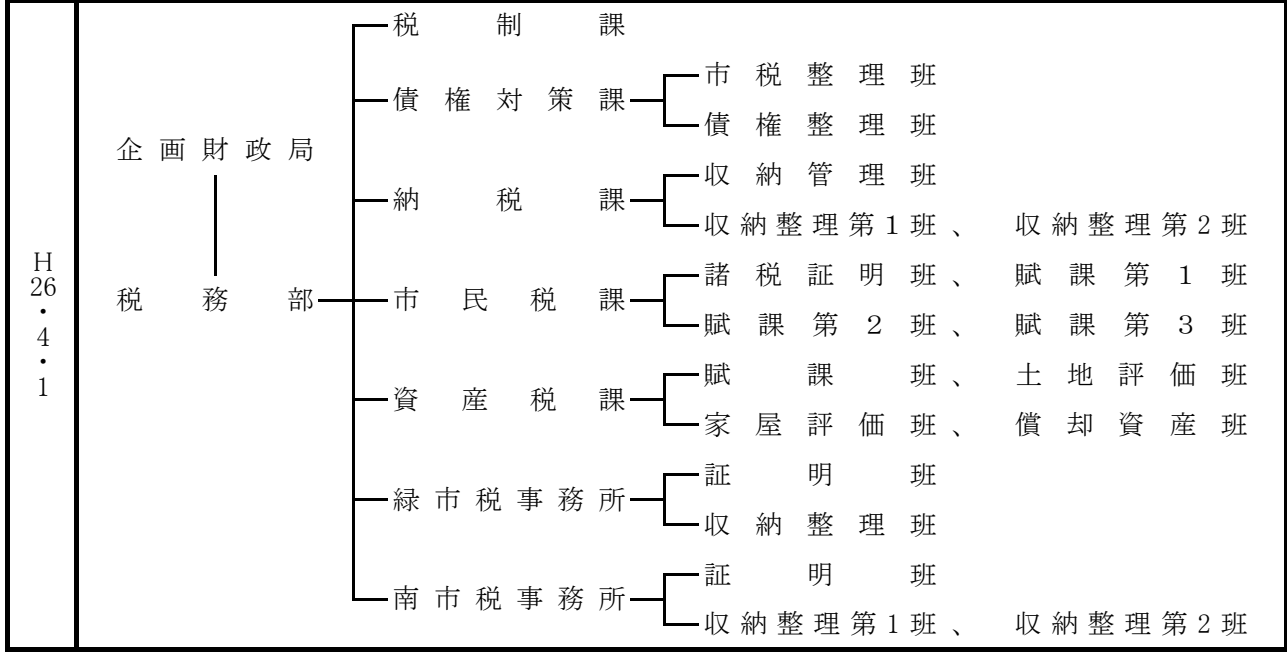
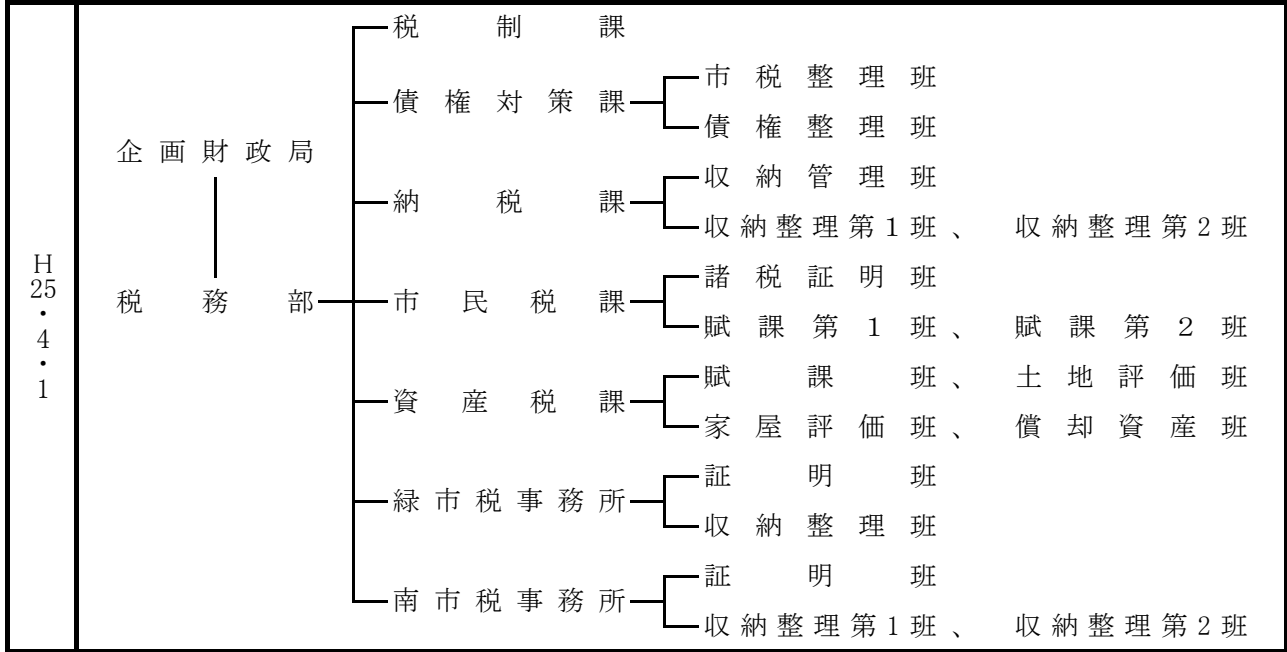
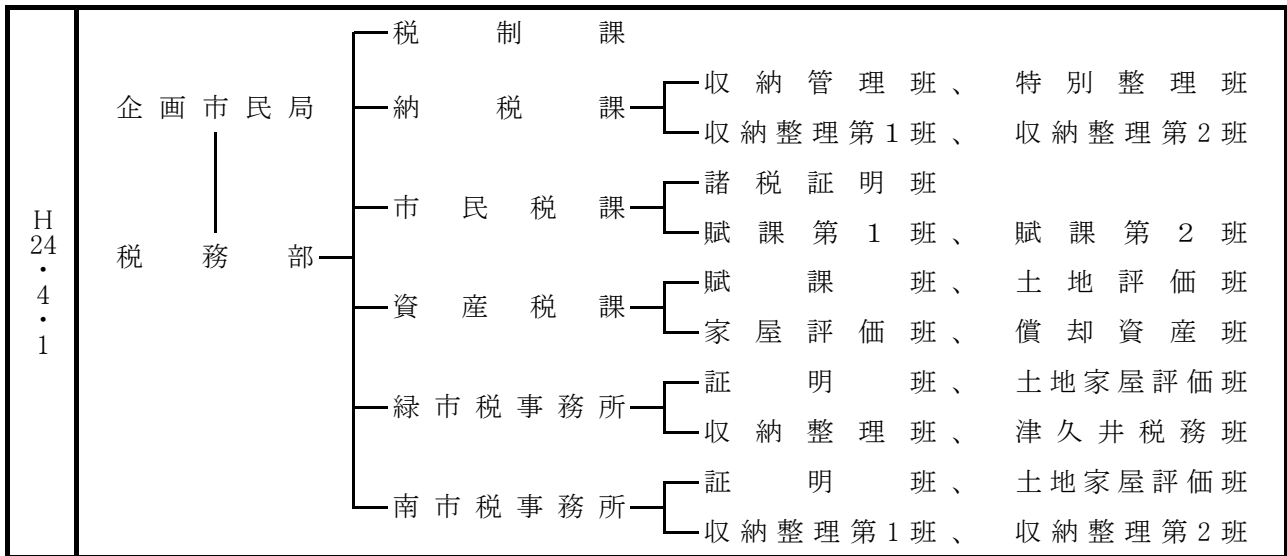
区分		年度	令和元	2																																											
所得金額	給与所得控除																																														
	公的年金等控除																																														
	専従者控除 (青色) (白色)																																														
所得	雑損																																														
	医療費																																														
	社会保険料																																														
	小規模企業共済等掛金																																														
	生命保険料																																														
	地震保険料																																														
	障害者																																														
控除	寡婦(夫)・勤労学生																																														
	配偶者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>控除適用 対象外</td> </tr> <tr> <td>老人(70歳以上)控除対象配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	控除適用 対象外	老人(70歳以上)控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																									
	納税義務者の合計所得金額																																														
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																											
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	控除適用 対象外																																											
老人(70歳以上)控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																												
控除	配偶者特別	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の 合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超 90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td> <td colspan="3">控除適用対象外</td> </tr> </tbody> </table>			配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円		95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	123万円超	控除適用対象外		
	配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																													
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																											
	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																											
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円																																												
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円																																											
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円																																											
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円																																											
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円																																											
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円																																											
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円																																												
123万円超	控除適用対象外																																														
扶養																																															
基礎																																															
参考	障・未・寡の非課税の範囲																																														
	税額控除	寄附金控除	令和元年6月1日、ふるさと納税対象団体の指定																																												
		調整控除																																													
考	給与所得に係る課税最低限(夫婦2人)		所得税	2,854,000円																																											
			市民税	2,345,000円																																											

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区分	年度	3	4	5																																																	
所得	給与所得控除	(1) 162万5千円以下 …55万円 (2) 162万5千円超 180万円以下 …収入金額×40%-100,000円 (3) 180万円超 360万円以下 …収入金額×30%+80,000円 (4) 360万円超 660万円以下 …収入金額×20%+440,000円 (5) 660万円超 850万円以下 …収入金額×10%+1,100,000円 (6) 850万円超 …195万円 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。																																																			
	公的年金等控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額合計</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満</td> <td>130万円以下</td> <td>600,000円</td> <td>500,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 410万円以下</td> <td>収入金額×25% + 275,000円</td> <td>収入金額×25% + 175,000円</td> <td>収入金額×25% + 75,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>収入金額×15% + 685,000円</td> <td>収入金額×15% + 585,000円</td> <td>収入金額×15% + 485,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超 1,000万円以下</td> <td>収入金額×5% +1,455,000円</td> <td>収入金額×5% +1,355,000円</td> <td>収入金額×5% +1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>1,955,000円</td> <td>1,855,000円</td> <td>1,755,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上</td> <td>330万円以下</td> <td>1,100,000円</td> <td>1,000,000円</td> <td>900,000円</td> </tr> <tr> <td>330万円超 410万円以下</td> <td>収入金額×25% + 275,000円</td> <td>収入金額×25% + 175,000円</td> <td>収入金額×25% + 75,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>収入金額×15% + 685,000円</td> <td>収入金額×15% + 585,000円</td> <td>収入金額×15% + 485,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超 1,000万円以下</td> <td>収入金額×5% +1,455,000円</td> <td>収入金額×5% +1,355,000円</td> <td>収入金額×5% +1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>1,955,000円</td> <td>1,855,000円</td> <td>1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>				公的年金等の収入金額合計	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満	130万円以下	600,000円	500,000円	400,000円	130万円超 410万円以下	収入金額×25% + 275,000円	収入金額×25% + 175,000円	収入金額×25% + 75,000円	410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 685,000円	収入金額×15% + 585,000円	収入金額×15% + 485,000円	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% +1,455,000円	収入金額×5% +1,355,000円	収入金額×5% +1,255,000円	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円	65歳以上	330万円以下	1,100,000円	1,000,000円	900,000円	330万円超 410万円以下	収入金額×25% + 275,000円	収入金額×25% + 175,000円	収入金額×25% + 75,000円	410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 685,000円	収入金額×15% + 585,000円	収入金額×15% + 485,000円	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% +1,455,000円	収入金額×5% +1,355,000円	収入金額×5% +1,255,000円	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円
	公的年金等の収入金額合計	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																	
65歳未満	130万円以下	600,000円	500,000円	400,000円																																																	
	130万円超 410万円以下	収入金額×25% + 275,000円	収入金額×25% + 175,000円	収入金額×25% + 75,000円																																																	
	410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 685,000円	収入金額×15% + 585,000円	収入金額×15% + 485,000円																																																	
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% +1,455,000円	収入金額×5% +1,355,000円	収入金額×5% +1,255,000円																																																	
	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円																																																	
65歳以上	330万円以下	1,100,000円	1,000,000円	900,000円																																																	
	330万円超 410万円以下	収入金額×25% + 275,000円	収入金額×25% + 175,000円	収入金額×25% + 75,000円																																																	
	410万円超 770万円以下	収入金額×15% + 685,000円	収入金額×15% + 585,000円	収入金額×15% + 485,000円																																																	
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% +1,455,000円	収入金額×5% +1,355,000円	収入金額×5% +1,255,000円																																																	
	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円																																																	
金額	所得金額調整控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得金額調整控除の創設</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対 象</th> <th colspan="2">控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する ・23歳未満の扶養親族を有する</td> <td></td> <td colspan="2">・給与等の収入金額が1,000万円以下 …(給与等の収入金額-850万円)×10% ・給与等の収入金額が1,000万円超 …15万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超 ※各所得が10万円を超えるときは10万円を計算</td> <td></td> <td colspan="2">給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額</td> </tr> </tbody> </table>			所得金額調整控除の創設		控除額		対 象		控 除 額		(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する ・23歳未満の扶養親族を有する		・給与等の収入金額が1,000万円以下 …(給与等の収入金額-850万円)×10% ・給与等の収入金額が1,000万円超 …15万円		(2) 給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超 ※各所得が10万円を超えるときは10万円を計算		給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額																																		
	所得金額調整控除の創設		控除額																																																		
対 象		控 除 額																																																			
(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する ・23歳未満の扶養親族を有する		・給与等の収入金額が1,000万円以下 …(給与等の収入金額-850万円)×10% ・給与等の収入金額が1,000万円超 …15万円																																																			
(2) 給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超 ※各所得が10万円を超えるときは10万円を計算		給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額																																																			
	専従者控除(青・白)																																																				
所得控除	雑損																																																				
	医療費																																																				
	社会保険料																																																				
	小規模企業共済等掛金																																																				
	生命保険料																																																				
	地震保険料																																																				
	障害者																																																				
	ひとり親・寡婦、勤労学生	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し</th> </tr> <tr> <th colspan="3">前年の合計所得が500万円以下であり以下の各要件に該当する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ひとり親控除の創設</td> <td>婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる単身者</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 寡婦控除</td> <td>(1)以外の寡婦(夫と死別した、又は夫と離婚し子以外の扶養親族がいる)</td> <td>26万円</td> </tr> </tbody> </table>			未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し			前年の合計所得が500万円以下であり以下の各要件に該当する場合			(1) ひとり親控除の創設	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる単身者	30万円	(2) 寡婦控除	(1)以外の寡婦(夫と死別した、又は夫と離婚し子以外の扶養親族がいる)	26万円																																					
	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し																																																				
	前年の合計所得が500万円以下であり以下の各要件に該当する場合																																																				
(1) ひとり親控除の創設	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる単身者	30万円																																																			
(2) 寡婦控除	(1)以外の寡婦(夫と死別した、又は夫と離婚し子以外の扶養親族がいる)	26万円																																																			
配偶者	所得控除適用範囲 合計所得38万円以下→48万円以下																																																				
配偶者特別	所得控除適用範囲 合計所得123万円以下→133万円以下																																																				
扶養	所得控除適用範囲 合計所得38万円以下→48万円以下																																																				
基礎	合計所得金額 (1) 2,400万円以下 …43万円 (2) 2,400万円超2,450万円以下 …29万円 (1) 2,450万円超2,500万円以下 …15万円 (4) 2,500万円超 …なし																																																				
参	障・未・寡の非課税の範囲	合計所得金額が135万円以下																																																			
考	税額控除	寄附金控除																																																			
		調整控除																																																			
	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税	2,854,000円																																																		
	市民税	2,345,000円																																																			

## 32. 税務機構の沿革（平成20年度以降）

<p>H 20 ・ 4 ・ 1</p>	<p>企画財政局   税務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務企画課</li> <li>納税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>収納管理チーム、 収納整理Ⅰチーム</li> <li>収納整理Ⅱチーム、 収納整理Ⅲチーム</li> <li>収納対策チーム</li> </ul> </li> <li>市民税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>諸税証明グループ</li> <li>賦課グループ</li> </ul> </li> <li>資産税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課グループ、 土地評価グループ</li> <li>家屋評価グループ</li> </ul> </li> <li>津久井税務課               <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課証明チーム</li> <li>納税チーム</li> </ul> </li> <li>南市税事務所               <ul style="list-style-type: none"> <li>収納整理チーム、 証明チーム</li> </ul> </li> </ul>
<p>H 21 ・ 4 ・ 1</p>	<p>企画財政局   税務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務企画課</li> <li>納税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>収納管理班、 収納対策班</li> <li>収納整理第1班、 収納整理第2班</li> <li>収納整理第3班</li> </ul> </li> <li>市民税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>諸税証明班</li> <li>賦課第1班、 賦課第2班</li> </ul> </li> <li>資産税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課班、 土地評価班</li> <li>家屋評価班、 償却資産班</li> </ul> </li> <li>南市税事務所               <ul style="list-style-type: none"> <li>収納整理班</li> <li>証明班</li> </ul> </li> <li>津久井税務課               <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課証明班</li> <li>納税班</li> </ul> </li> </ul>
<p>H 22 ・ 4 ・ 1</p>	<p>企画市民局   税務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税制課</li> <li>納税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>収納管理班、 収納対策班</li> <li>収納整理第1班、 収納整理第2班</li> </ul> </li> <li>市民税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>諸税証明班</li> <li>賦課第1班、 賦課第2班</li> </ul> </li> <li>資産税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課班、 土地評価班</li> <li>家屋評価班、 償却資産班</li> </ul> </li> <li>緑市税事務所               <ul style="list-style-type: none"> <li>証明班、 土地家屋評価班</li> <li>収納整理班、 津久井税務班</li> </ul> </li> <li>南市税事務所               <ul style="list-style-type: none"> <li>証明班、 土地家屋評価班</li> <li>収納整理第1班、 収納整理第2班</li> </ul> </li> </ul>



R 2 . 4 . 1	<table border="0"> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: middle; text-align: center;">財 政 局   稅 務 部</td> <td>稅 制 課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>債 權 對 策 課</td> <td>債 權 整 理 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市 稅 整 理 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 稅 課</td> <td>收 納 管 理 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>收 納 整 理 第 1 班、</td> <td>收 納 整 理 第 2 班</td> </tr> <tr> <td>市 民 稅 課</td> <td>諸 稅 証 明 班、</td> <td>賦 課 第 1 班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賦 課 第 2 班、</td> <td>賦 課 第 3 班</td> </tr> <tr> <td>資 產 稅 課</td> <td>賦 課 班、</td> <td>土 地 評 估 班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家 屋 評 估 第 1 班、</td> <td>家 屋 評 估 第 2 班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償 却 資 產 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>綠 市 稅 事 務 所</td> <td>証 明 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>收 納 整 理 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南 市 稅 事 務 所</td> <td>証 明 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>收 納 整 理 第 1 班、</td> <td>收 納 整 理 第 2 班</td> </tr> </table>	財 政 局   稅 務 部	稅 制 課			債 權 對 策 課	債 權 整 理 班			市 稅 整 理 班		納 稅 課	收 納 管 理 班			收 納 整 理 第 1 班、	收 納 整 理 第 2 班	市 民 稅 課	諸 稅 証 明 班、	賦 課 第 1 班		賦 課 第 2 班、	賦 課 第 3 班	資 產 稅 課	賦 課 班、	土 地 評 估 班		家 屋 評 估 第 1 班、	家 屋 評 估 第 2 班		償 却 資 產 班		綠 市 稅 事 務 所	証 明 班			收 納 整 理 班		南 市 稅 事 務 所	証 明 班			收 納 整 理 第 1 班、	收 納 整 理 第 2 班
財 政 局   稅 務 部	稅 制 課																																											
	債 權 對 策 課		債 權 整 理 班																																									
			市 稅 整 理 班																																									
	納 稅 課		收 納 管 理 班																																									
			收 納 整 理 第 1 班、	收 納 整 理 第 2 班																																								
	市 民 稅 課		諸 稅 証 明 班、	賦 課 第 1 班																																								
		賦 課 第 2 班、	賦 課 第 3 班																																									
資 產 稅 課	賦 課 班、	土 地 評 估 班																																										
	家 屋 評 估 第 1 班、	家 屋 評 估 第 2 班																																										
	償 却 資 產 班																																											
綠 市 稅 事 務 所	証 明 班																																											
	收 納 整 理 班																																											
南 市 稅 事 務 所	証 明 班																																											
	收 納 整 理 第 1 班、	收 納 整 理 第 2 班																																										
R 4 . 4 . 1	<table border="0"> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle; text-align: center;">財 政 局</td> <td>稅 制 · 債 權 對 策 課</td> <td>稅 制 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>債 權 整 理 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市 稅 整 理 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 稅 課</td> <td>收 納 管 理 第 1 班、</td> <td>收 納 管 理 第 2 班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>收 納 整 理 第 1 班、</td> <td>收 納 整 理 第 2 班</td> </tr> <tr> <td>市 民 稅 課</td> <td>諸 稅 証 明 班、</td> <td>賦 課 第 1 班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賦 課 第 2 班、</td> <td>賦 課 第 3 班</td> </tr> <tr> <td>資 產 稅 課</td> <td>賦 課 班、</td> <td>土 地 評 估 班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家 屋 評 估 第 1 班、</td> <td>家 屋 評 估 第 2 班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償 却 資 產 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>綠 市 稅 事 務 所</td> <td>証 明 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>收 納 整 理 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南 市 稅 事 務 所</td> <td>証 明 班</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>收 納 整 理 第 1 班、</td> <td>收 納 整 理 第 2 班</td> </tr> </table>	財 政 局	稅 制 · 債 權 對 策 課	稅 制 班			債 權 整 理 班			市 稅 整 理 班		納 稅 課	收 納 管 理 第 1 班、	收 納 管 理 第 2 班		收 納 整 理 第 1 班、	收 納 整 理 第 2 班	市 民 稅 課	諸 稅 証 明 班、	賦 課 第 1 班		賦 課 第 2 班、	賦 課 第 3 班	資 產 稅 課	賦 課 班、	土 地 評 估 班		家 屋 評 估 第 1 班、	家 屋 評 估 第 2 班		償 却 資 產 班		綠 市 稅 事 務 所	証 明 班			收 納 整 理 班		南 市 稅 事 務 所	証 明 班			收 納 整 理 第 1 班、	收 納 整 理 第 2 班
財 政 局	稅 制 · 債 權 對 策 課		稅 制 班																																									
			債 權 整 理 班																																									
			市 稅 整 理 班																																									
	納 稅 課		收 納 管 理 第 1 班、	收 納 管 理 第 2 班																																								
			收 納 整 理 第 1 班、	收 納 整 理 第 2 班																																								
	市 民 稅 課		諸 稅 証 明 班、	賦 課 第 1 班																																								
			賦 課 第 2 班、	賦 課 第 3 班																																								
	資 產 稅 課		賦 課 班、	土 地 評 估 班																																								
			家 屋 評 估 第 1 班、	家 屋 評 估 第 2 班																																								
		償 却 資 產 班																																										
綠 市 稅 事 務 所	証 明 班																																											
	收 納 整 理 班																																											
南 市 稅 事 務 所	証 明 班																																											
	收 納 整 理 第 1 班、	收 納 整 理 第 2 班																																										

### 33. 税務事務分掌

<p>税制・債権対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税制度に係る企画に関すること。</li> <li>(2) 税制度の調査研究に関すること。</li> <li>(3) 税務関係の条例、規則等の調整に関すること。</li> <li>(4) 税務関係の歳入予算及び決算に関すること。</li> <li>(5) 地方譲与税及び県税交付金に関すること。</li> <li>(6) 相模原市固定資産評価審査委員会に関すること。</li> <li>(7) 市税及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。</li> <li>(8) 市税及び個人の県民税に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関すること。</li> <li>(9) 市税及び個人の県民税の徴収計画並びに徴収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関すること。</li> <li>(10) 金銭の給付を目的とする市の権利(以下「市の債権」という。)の管理及び回収対策の総合調整に関すること。</li> <li>(11) 市の債権の回収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関すること。</li> <li>(12) 回収事務の引継ぎを受けた市債権(以下「移管債権」という。)の納付督促、滞納処分、強制執行及び徴収の猶予措置に関すること。</li> <li>(13) 移管債権(市営住宅の明渡請求が伴うものを含む。)に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。</li> </ul>
<p>納 税 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市税及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。</li> <li>(2) 市税及び個人の県民税の収納管理及び督促に関すること。</li> <li>(3) 市税及び個人の県民税に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関すること。</li> </ul>
<p>市 民 税 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。</li> <li>(2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。</li> <li>(3) 市税及び個人の県民税に係る諸証明及び公簿等の閲覧に関すること。</li> </ul>
<p>資 産 税 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 固定資産税及び都市計画税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。</li> <li>(2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。</li> <li>(3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。</li> <li>(4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。</li> <li>(5) 特別土地保有税に関すること。</li> </ul>
<p>緑市税事務所 ・ 南市税事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車、名義変更及び車台変更に係る申告の受付並びに標識の交付に関すること。</li> <li>(2) 市税及び個人の県民税に係る諸証明及び公簿等の閲覧並びに申請書、届出書その他の書類の受付に関すること。</li> <li>(3) 市税及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。</li> <li>(4) 市税及び個人の県民税の納付督促、滞納処分及び納税の猶予に関すること。</li> <li>(5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。</li> <li>(6) その他市税に係る相談に関すること。</li> </ul>

### 34. 税務部門職員数

令和5年4月1日現在(単位:人)

所 属	職 員 数											任期付 ・ 臨任	再任用
	局長	参事	課(所) 長	担当 課長	主幹	総括 副主幹	副主幹	主査	主任	主事	計		
財政局	1										1		
税制・債権対策課			1								1		
税制班						1		2	2		5		
債権整理班						1	1	4	3	2	11	2	
市税整理班						1	1	3	1		6	3	
計			1			3	2	9	6	2	23	5	
納税課			1								1		
収納管理第1班						1		1	4	6	12		
収納管理第2班						1	1	3	3	3	11	1	
収納整理第1班						1		3	1	7	12		
収納整理第2班						1		1	5	3	10		
計			1			4	1	8	13	19	46	1	
市民税課			1								1		
諸税証明班						1	1	2	4	5	13		
賦課第1班						1	1	1	3	7	13		
賦課第2班				1				2	2	7	12	1	
賦課第3班						1		1	3	5	10		1
計			1	1		3	2	6	12	24	49	1	1
資産税課			1								1		
賦課班						1		3		4	8	1	1
土地評価班						1		6	8	10	25		
家屋評価第1班						1		4	3	1	9		1
家屋評価第2班						1		2	5	15	23	20	2
償却資産班						1			2	2	5	1	
派遣									1		1		
計			1			5		15	19	32	72	22	4
緑市税事務所			1								1		
証明班				1					1	2	4		
収納整理班						1		2	2	3	8		1
計			1	1		1		2	3	5	13		1
南市税事務所			1								1		
証明班						1		1		2	4		
収納整理第1班						1	1	2	2	3	9		
収納整理第2班						1			3	2	6		
計			1			3	1	3	5	7	20		
合 計	1		6	2		19	6	43	58	89	224	29	6



## 市 税 概 要

令和5年8月発行

発 行 相 模 原 市

編 集 相模原市財政局税制・債権対策課

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電 話 042-769-8220 (直通)

FAX 042-757-8108